

総務常任委員会会議録			
日 時	令和6年 3月15日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時12分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説明員	総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松井委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン案について」

「自治基本条例の見直しの検討結果について」

「小樽市北運河地区地域おこし協力隊募集の進捗状況について」

○（総務）企画政策室藤本主幹

それでは、第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン案について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 さっぽろ連携中枢都市圏について」ですけれども、札幌市を連携中枢都市とする8市3町1村で形成する圏域でございます。

次に、「2 さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて」ですが、圏域の将来像の実現に向けた具体的な取組を計画的に推進するために、連携中枢都市である札幌市が構成する11市町村との協議などを経て、策定するものであります。

次に、「3 第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン案の概要」についてですが、2024年度から2028年度までの5年間となっております。

また、重点施策として、「産業」、「インフラ・行政サービス」、「くらし・人」の三つの視点から、六つの項目と、脱炭素の促進の計7項目を設定してございます。

次に、「4 具体的取組」に移りますけれども、「圏域全体の経済成長のけん引」が12事業、「高次の都市機能の集積・強化」が5事業、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」が36事業で、計53事業に取り組むこととしてございます。

最後に、「5 本市の考え方」について御説明いたします。別紙、次のページを御覧ください。さっぽろ連携中枢都市圏の参画による効果を検証してございます。

まず、「1 財政効果（特別交付税）」についてですけれども、圏域で取り組む事業に対し、一定の特別交付税が措置される仕組みとなっております。しかし本市におきましては、既に北しりべし定住自立圏を形成しておりまして、既に上限額までの交付を受けていたということもありまして、実質的な交付税の増額はございませんでした。

次に、「2 主な連携事業」についてですけれども、（1）小樽市単独では実施が難しい事業として、公立夜間中学の共同利用、販路拡大に向けた支援、図書館のネットワークに関する取組の推進を挙げてございます。こうした札幌市が主導する枠組みに参加することで、経費などの問題から本市単独では実施が難しいような事業につきましても取り組むことができたというふうに考えております。

次に、（2）共同実施によりスケールメリットを発揮した事業として、共同プロモーションや観光資源の活用等の推進、地域公共交通の維持向上に向けた取組の推進を挙げております。さっぽろ連携中枢都市圏は、圏域内の人口としては国内最大規模ということでありまして、北海道内の約半分の人口を抱える圏域でございます。共同で取り組むことによりまして、国内外の企業との連携などが期待できるというふうに考えてございます。

次に、（3）情報収集で効果があった事業としまして、災害に備えられる連携の推進、廃棄物対策における連携の推進、職員研修等の合同実施を挙げております。これまでは後志管内の情報が中心でございましたけれども、連携中枢都市圏に参画したことによりまして、札幌圏の市町村の情報が入ってくるようになり、質の高い行政サービス

の提供につながっているというふうに担当者からは聞いてございます。

以上、連携による効果が大きいということでございますので、令和6年3月下旬、今月末までに決定予定の第2期ビジョンに基づきまして、連携事業に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽市自治基本条例見直しの検討結果について報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 小樽市自治基本条例の検討・見直しについて」ですけれども、同条例第36条第1項におきまして、施行の日から5年を超えない期間ごとに条例が小樽市のまちづくりに適しているかどうかを検討するということが規定されておきまして、令和5年度に検討を行ったところでございます。

次に、「2 小樽市自治基本条例検討委員会での審議等の状況について」ですけれども、小樽市自治基本条例検討委員会を組織し審議を行ったほか、市民向けのフォーラムなどを開催しております。

次に、「3 答申の内容について」ですけれども、令和5年11月29日、小樽市自治基本条例検討委員会から、①法改正に伴い、第7条に根拠条文を追加すること。②第8章の行政運営の規定のところに経営の視点を盛り込むこと。③第31条において、訪れる人だけではなく、住む人にも魅力あるまちづくりを進めるという意図がより伝わるような条文とすることの3点について、条例改正の検討が答申されたところでございます。

次に、「4 答申を受けての検討結果」についてですけれども、答申を受けて庁内議論を進めたところ、答申されたその3項目について、別紙のとおり改正を行う予定としております。別紙を御覧いただければと思います。改正概要について御説明いたします。

まず、「1 法改正に伴う根拠法令の追加（第7条）」ですけれども、令和5年4月1日の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、第7条に根拠法令を追加するというような内容になってございます。

次に、「2 行政運営における経営の視点の導入（第20条）」についてですが、人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑・多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、最小の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れるということが重要になってございます。経営の視点は既に小樽市総合計画に位置づけられておりますけれども、総合計画について規定する第20条に、最小の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れながら、行政運営を進めるといった趣旨の内容を追加するというふうに考えてございます。

次に、「3 住む人にも魅力あるまちづくりの視点の明確化（第31条）」についてですが、第31条には、目指すべきまちづくりの姿として、将来にわたって賑わいがあり風格ある観光都市ということが規定されてございます。しかし、本市におきましては、これまでも観光施策や歴史的景観等の保全だけではなく、子育て、福祉政策など市民生活にも配慮したまちづくりを進めてきたところでございます。また、自然環境や歴史的景観は、観光客だけではなく市民にとっても大切なものでありますことから、第31条に、市民にも訪れる人にも魅力あるまちづくりを進めるといった趣旨の内容を追加する内容となっております。

なお、改正後の条例の施行時期は、第7条の改正に係る施行期日は公布の日、第31条は、令和6年10月1日を予定しております。

先ほどの資料の「5 今後のスケジュール」にもう一度戻っていただきたいのですが、今後、条例改正の原案の概要についてパブリックコメントを実施予定でございまして、令和6年第2回定例会以降に条例改正案を御提案する予定となっております。

次に、小樽市北運河地区地域おこし協力隊募集の進捗状況について御報告いたします。

特定非営利活動法人オタルクリエイティブプラスが採用予定の小樽市北運河地区地域おこし協力隊員についてですが、令和5年12月13日に募集を開始し、令和6年1月10日までに4名の方から応募がありました。令和6年1月12日には第1次選考、書類選考審査を、1月22日には第2次選考、面接を行いまして、1名の方に内定したところ

なのですけれども、その後、採用予定者の方から一身上の都合により、協力隊を辞退する旨の連絡がありました。特定非営利活動法人オタルクリエイティブプラスでは、事情を考慮し辞退を了承したということでございまして、後日改めて募集を行うというふうに聞いてございます。

○委員長

「令和5年度小樽市防災会議の概要について」

○（総務）災害対策室北出主幹

令和5年度小樽市防災会議の概要について御報告いたします。

市長を会長とする本会議は令和6年2月6日に開催され、事務局から提出した議題2件の審議を行いました。

まず議題1、小樽市地域防災計画の全面的な改訂（案）について資料1を御覧ください。

小樽市地域防災計画の全面的な改訂の概要についてですが、「1. 本計画の体系の見直し」は昨年度の防災会議で、体系案の承認をいただいているところですが、資料にありますように再度内容を精査し、微調整の形で取りまとめたものが資料1になります。

「2. 第1編：総則」では、他都市の地域防災計画等の記載内容を参考に、第1節、計画の方針で上位計画との関係性、本計画の全体構成、計画推進の基本方針などを新たに記載するほか、自助・共助・公助の役割を新たに記載しております。

「3. 第2編：大規模震災対策（地震・津波）」では、平時の災害予防計画から災害時の応急対策の流れを示したほか、既に作成済みの業務継続計画等の具体的な被害数量を挙げ、それぞれの対策を再編し記載したほか、震災時の対応として重要なライフライン施設の予防応急対策などを今回追加しております。

「4. 第3編：個別災害対策」では、これまで小樽市地域防災計画で分散記載していたところを災害種別ごとに取りまとめ、第1章の風水害対策、第2章の土砂災害対策から第7章の大規模停電災害対策を記載するほか、第8章はその他の事象の災害対策を加え、道路災害、鉄道災害等の基本的事項を記載することで、それぞれまとめております。

「5. その他」では、札幌管区气象台からの予報などの情報等を修正いたしました。

次に資料2につきましては表紙、目次から始まり、第1編の総則から第3編の個別災害対策までの抜粋版を掲載しておりますので、御参照願います。

次に議題2、令和6年度の小樽市総合防災訓練の概要（案）について、資料3を御覧ください。

降雨の影響による雨水施設からの溢水や住家への浸水、土砂災害を想定して、市の災害対策本部と災害発生現場との情報伝達共有及び対応方法を確認する訓練を実施するほか、今年度に引き続き町内会と連携した訓練を予定しています。日程と場所は令和6年8月30日、現地訓練は天神2丁目にあります市民消防防災研修センター等として、災害対策本部運営訓練は消防庁舎6階講堂を予定しています。

最後に、小樽市地域防災計画改訂の今後の進め方につきましては、令和6年4月上旬から6月下旬にかけてパブリックコメントを実施、その後、令和6年7月上旬から9月中旬にいただいた意見などを整理し、計画の最終案を行い、各委員にお諮りした上で令和6年10月上旬、計画の改定について公表を予定しています。

以上の議題2件につきましては、小樽市防災会議委員の皆さんに原案どおり実施することの承認をいただいております。

○委員長

「「小樽市中長期財政収支計画」の策定について」

○（財政）佐藤主幹

本市は、これまで小樽市収支改善プランに基づいた財政運営を推進してきましたところでありすけれども、昨年9月に行った令和4年度までの4年間のプランの検証等により、収支をより長く見通す必要性や、取組方の課題が見

えたことなどから、今後の財政運営の方向性等について新たな方策を検討することとしておりました。その後、庁内議論を重ね、昨年12月に新たに小樽市中長期財政収支計画の策定に至りましたので御報告するものです。

本計画の策定趣旨は1ページに記載しておりますが、今後の財政運営に当たっては、収支状況を10年間の中長期の視点で捉え、バックキャスティング思考により、収支改善効果を早期に生み出して、その効果を後年度に振り向けていくことを狙いとしているものです。

今後の収支状況については、6ページ以降に記載しておりますが、現状を基に推計した場合、令和6年度から15年度までの決算ベースで、合計約65億円の収支不足が見込まれます。このため、本計画は10年間の計画期間とし、収支不足を大幅に圧縮するように取り組むことで、収支状況が厳しいときには財政調整基金を活用しながらも、将来への備えとして同基金を確保することとしており、行政サービスの水準を維持しながら、将来にわたる財政の健全性につなげていくこととしています。

また、この目標達成に向けた取組方としましては、11ページ以降に記載しておりますが、改善効果が大きいと見込まれるものは、短期間の目標値を設定して重点的に推進することで、早期に効果を生むことに努めるほか、新たな自主財源の確保や継続的な収支改善の取組においても、目標値または成果指標を設定し、着実に推進していくこととしたものです。

今後は本計画に基づき、進捗の評価や検証を行いながら、目標達成に努め将来にわたる財政の健全性を確保していきたいと考えております。

○委員長

「新総合体育館整備事業の事業方式に係る総合的な評価について」

○（財政）富樫主幹

新総合体育館整備事業の事業方式につきましては、昨年10月16日に令和5年第4回定例会の開催に先立って説明資料を配付いたしまして、PPP／PFI手法の導入を決定した旨、御報告したところでありますが、事業手法、事業期間、事業範囲、リスク分担等については引き続き検討を要することから、引き続き事業担当部局である教育部において、事業手法と事業範囲を中心に、追加検討を行ってきたところであります。

このたび、教育部から検討結果の報告を受け、2月22日に第4回小樽市PPP／PFI導入検討委員会を開催し、事業手法や事業範囲について検討を行いましたので、導入検討委員会における総合的な評価結果を委員の皆様へ御報告いたします。

まず、事業方式につきましては、PPP手法のDB方式とDBO方式、PFI方式のBTO方式について、総事業費の削減、地元事業者の参画機会、市民サービスの向上、三つの評価軸で改めて比較を行いました。

結果といたしましては、総合評価ではPPP手法のDBO法方式と、DB方式の評価が高いという結果になりましたが、両方式の評価は拮抗しておりました。しかしながらDB方式は、共同企業体の組成が比較的容易であり、地元企業者を含む多くの企業に参画の機会を与えることに加え、事業期間の短縮や事業費の削減など多方面において優位であることから、DB方式が最適であるというふうに判断したところでございます。

なお、DB、BTO、DBOとの市民サービスの向上に係る評価は僅差でありましたことから、基本設計段階から発注者である市によるチェックを行い、施設の機能強化を図り、市民サービスの向上に努めることにより、市民サービスの向上を図ることが可能と判断したものであります。

今後のスケジュールにつきましては、事業手法の決定を受け、速やかに当委員会に付託されております小樽市PPP／PFI事業者選定委員会条例案に基づきまして、教育部において事業者選定委員会を立ち上げ、事業者選定手法の検討、入札説明書の作成、要求水準書の作成などを行う予定でございます。

○委員長

「令和6年度小樽市合同部活動（拠点校方式）について」

○（教育）教育総務課長

令和6年度小樽市合同部活動拠点校方式について御報告いたします。

全国で部活動改革の議論が進んでおりますけれども、本市では令和5年度から生徒の選択肢を少しでも確保するため、拠点校方式での合同部活動を推進しております。

生徒に対しアンケート調査を行った上で、市内の文化スポーツ団体や校長会と協議を重ねてまいりましたが、令和6年度の詳細が決定いたしましたので、報告をさせていただきます。

資料にもございますけれども、まず、運動系部活動でございますけれども、令和5年度から実施しているサッカー、陸上競技に加え、男子バレーボール、女子バレーボール、軟式野球を実施したいと考えております。陸上競技につきましては昨年と同様の体制、サッカーにつきましては、市内全体で部員が増えているということもございまして、望洋台中学校を中心とした南小樽拠点校と、銭函中学校の部員数の関係から現時点では銭函中学校を単独で行いたいというふうに考えておりますが、資料の注意書きにございますように入部する生徒数などの理由によって今後、変更する可能性はございます。また、新規で拠点校方式を採用する男子バレーボールにつきましては北西部については北陵中学校、東南部については朝里中学校の二つの拠点校に加え、松ヶ枝中学校を単独、女子バレーボールにつきましては、基本的には朝里中学校を拠点校として現在、バレーボール部がない学校の生徒を受け入れていただくという予定で考えております。

ただ、忍路中学校につきましては、距離的な関係から長橋中学校での活動を予定しておりますが、入部する生徒がいらない場合は単独で実施するということもあります。

また、軟式野球につきましては入部する生徒数、練習環境といった観点に加え、令和5年度は菁園中学校、向陽中学校、桜町中学校で合同チームを組んでいたという経緯も踏まえまして、長橋中学校、菁園中学校を拠点校としております。

いずれの種目につきましても拠点校方式を採用した種目については、全ての市内中学校で部活動を選択できるようになります。また、予算議論もしていただいています平日のタクシーによる移動支援も併せて、生徒のニーズに少しでも応えられるようになるのではないかと考えております。

次に、文化系の部活動につきましては、令和5年度から茶道部表千家、茶道部裏千家を実施してまいりましたけれども、令和6年度も引き続き同様の内容で実施いたします。さらに新規部活動としましては、将棋部、琴の部活動という名前の箏曲部、華道部は池坊になりますけれども、この3部を実施したいと考えております。指導者は部活動指導員を新たに任用させていただいて活動場所はいずれも学校以外の施設で実施したいと考えておりますので、教員の働き方改革に配慮した実施方法だというふうに考えております。

さらに、拠点校方式ではなくて地域クラブ活動は学校外の団体や地域の方が中心となって行う新しいクラブ活動の形式でございますけれども、国が求める部活動の地域意向に沿った運営方法となっております。こちらの地域クラブ活動、令和6年度は科学部として小樽市総合博物館本館で実施したいと考えております。こちらは従来、行っていたジュニア科学講座の部分の少し視点を変えさせていただいた取組となっておりますけれども、今年度、部活動として活動できないかということを検討してきた結果でございます。

道内、特に道外でも、他市町村において地域クラブ活動が実施される例というのが少ない中で、令和6年度は試行的に実施して課題等を検証してまいりたいと考えております。こちらの文化系の部活動は拠点校方式、地域クラブ活動いずれの部活動につきましても、3名以上の入部希望者がいない場合は持続的な活動ができない可能性がありますので、令和6年度の設置を見送らせていただきたいと考えておりますが、改めて団体と協議した上で、来年度も募集自体はさせていただく予定です。

運動系、文化系の部活動のいずれにつきましても、生徒の選択肢を少しでも確保し、スポーツ文化に触れていたきたいという観点を第一に、教員の働き方改革にも配慮しながら進めてまいりました。実際、アンケート調査を

行っていますけれども、中学校に入ったら部活動をしてみたいという子供たちは多くいますし、ニーズも多様になっています。何もしなければ少子化に伴い部活動の選択肢が減っていくということは容易に想像できますので、今後も少しでも生徒の選択肢を確保する取組を行っていきたいと考えております。

○委員長

「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画の策定について」

○（教育）生涯学習課長

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画の策定について御報告いたします。

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店については、令和6年度で保存修理工事が完了するめどがついたことから、令和7年春にリニューアルオープンできるよう、令和6年度の保存修理工事と並行して、展示改修や駐車場整備の実施を予定しております。令和6年度に実施する展示改修などに文化庁の補助金を充てる場合は、個別の重要文化財保存活用計画の策定が義務づけられていることから、小樽市文化財審議会や小樽市博物館協議会でも議論いただきながら、現在、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画の策定準備作業を進めております。

今後は、補助金の採択時期である6月に間に合うよう作業を進め、策定した個別の保存活用計画については、令和6年第2回定例会で報告する予定であります。

○委員長

「小樽市新総合体育館基本計画について」

○（教育）近藤主幹

小樽市新総合体育館基本計画について御報告いたします。

本件につきましては、前回の委員会におきましても基本計画案として御報告させていただきましたが、その後、基本計画案についての市民説明会とパブリックコメントを実施しております。このたびお示しする基本計画は、このパブリックコメントの意見を受けての修正を行い、去る2月15日に令和6年小樽市教育委員会第2回定例会において議案として協議し、議決したものでございます。

初めに、市民説明会とパブリックコメントの概要について御報告させていただきます。

別紙1を御覧ください。

まず、概要についてですが、開催日は令和6年1月18日18時から市民会館で開催しております。参加人数は24名の方が参加しました。質疑応答から幾つか抜粋して紹介させていただきます。

まず、4番についてですがプールについて、6レーンでは管内の大会しか開催されず、経済効果が得られないのではないかといった御意見ですが、一つは、敷地的な条件からプール室の面積が限られていること、もう一つは、施設全般で、将来人口を踏まえた規模の縮小を図っていることから、6レーンを基本とした旨説明しています。

次に6番ですが基本計画の背景で、市営室内プールを閉鎖し、その代替として高島小学校温水プールを開放したとあるが、高島小学校温水プールは市内市政プールを閉鎖する前から開放していたのではといった御意見でございます。説明会当日は高島小学校温水プールの開放の時期については、再度確認する旨回答しており、後日、改めて調べた結果、この方の御指摘どおり、高島小学校温水プールは平成6年度の開設当初から一般開放を行ってまいりましたので、記載を修正することとしました。詳細については後ほど説明いたします。

次に、7番ですが、事業費には今後の物価高騰分を見込むべきとの御意見です。それから、歩行者の動線がバス停緑2丁目からになっているが、花園公園通も記載すべきとの意見。また、次回パブリックコメントと、市民説明会はいつするのかといった御質問でございます。まず、物価高騰分の加算は予測で加算することは難しいこと。また、バス停緑2丁目は最寄りのバス停として記載していること。また、パブリックコメントと市民説明会は、次は設計の段階に入るため、今のところは予定しておりませんが、情報公開は何らかの形で検討する旨を回答しております。

続きまして別紙2、パブリックコメントの実施概要について御報告いたします。

まず、概要についてですが、実施期間は令和5年12月27日から令和6年1月25日までの30日間で、18人の方から計51件の御意見をいただきました。御意見を受けた修正は1点でございます。御意見の内訳としましては、プールに関することが15件と一番多く、次に、事業費財源に関する意見が多くなってございます。

1枚おめくりいただきまして、意見の概要と市の考え方について主なものを御紹介させていただきます。

まず、1番についてですが、障害者用の更衣室の設置を望む御意見でございます。これにつきましては、整備する予定であるとの回答にしております。

次に、8番から10番ですが、プールは6レーンではなく7レーンにしてほしい。また、7レーン目を入水用スロープと兼用にすれば可能ではないかとか、1レーン増やすにはそれほど費用はかからないのではないかとといった御意見でございます。これにつきましては、人口推計や稼働率から、施設の縮小が基本であること。また、敷地要件からも、プール室の面積はこれ以上、取れないことを説明するとともに、御意見いただいたような工夫により7レーンにできないかは、設計段階で検討するとの回答にしています。

次に、11番から16番ですが、プールについて、必要ないという意見と、それから必要であるという御意見、賛否両論の意見に併せて回答させていただいております。まず、小樽市教育委員会としましては、スポーツの振興の観点からプールを備えた体育館の建て替えが必要であるということ、それから、ここに至るまでの経過を説明した上で、将来の負担を心配している声があることも承知しているので、今後も負担圧縮に努めたいと回答にしています。

次に、20番ですが、バス停からの動線を示した図を追加してほしいとの御意見でございます。これにつきましては、現在は文書で表現しておりますが、御意見を踏まえて図を追加することといたします。

続きまして、26番から29番ですが、概算事業費に今後の物価高騰やラビダス株式会社の影響を反映させるべきとの御意見でございます。これにつきましては、現時点では、国が示す指数による補正を行い、予測による費用加算は行っていないとの回答にしております。

次に、少し飛ばしまして45番から48番になります。こちらは若者への周知が足りない。また、情報公開は今後も行ふべきとの御意見でございますが、情報公開と意見収集は今後も引き続き行っていくとの回答にしています。

続きまして、パブリックコメントを受けての基本計画の修正点について御説明いたします。

別紙3を御覧ください。まず、1点目、修正点1ですが、これは市民説明会での指摘を受けまして、高島小学校開放の件について、正しくは平成6年度の開設当時から一般市民への開放を行ってございましたので、下線部分の平成6年度から市民に開放していたという記載を追加いたします。次に、修正点2ですが、パブリックコメントでバス停からの動線を示した図を追加してほしいといった御意見がございましたので、御意見を踏まえて図2-6を追加いたします。

なお、別紙4はこれらの修正を反映した基本計画ですが、説明は省略させていただきます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第20号について」

○（財政）富樫主幹

議案第20号小樽市PPP／PFI事業者選定委員会条例案につきまして御説明いたします。

まず、制定要旨につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法でございますが、これに基づき実施する特定事業、いわゆるPPP／PFI事業を実施する事業者の選定を行う目的で、市長の附属機関として特定事業ごとにPPP／PFI事業者選定委員会を設置するものです。

次に、制定の背景につきましては、本市は高度経済成長期において多くの公共施設等を整備したことから、今後これらの老朽化が進み、更新時期が集中することにより、膨大な費用が必要になることが予想されます。行政サー

ビス水準を維持しつつ、本市の地域特性や環境変化、財政状況などに対応した効果的、効率的な公共施設等の整備が求められることから、民間資金を施設整備や維持管理運営に導入することを積極的に検討するに当たり、選定委員会を新たに設置することといたしました。

次に、条例の制定内容につきましては、要点のみ抜粋して説明させていただきます。

第1条では事業者を競争性、公平性及び透明性を確保して選定するため、特定事業統合等ごとに選定委員会を設置することを規定しております。第3条では、選定委員会は市長の諮問に応じ、特定事業等の実施方針や民間事業者の選定などについて調査審議し、市長に答申することを規定しております。第4条では、選定委員会は9人以内の委員で組織し、学識経験者等のうちから市長が委嘱すること。第5条では、委員の任期は長が委嘱した日から答申を行う日までとすることを規定しております。第8条では、選定委員会が公平かつ公正に調査審議を行うため、委員が調査審議した特定事業等の入札に参加できないことや委員の守秘義務等を規定しております。第10条では、選定委員会の庶務は特定事業等の所属所管部署において行うこと。第11条では、選定委員会の運営に関し必要な事項は、特定事業等ごとに市長が定めることを規定しております。なお、施行期日は公布の日とさせていただいております。

○委員長

「議案第21号について」

○（総務）浅井主幹

議案第21号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、令和5年6月9日に公布され、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、マイナンバー法の別表第2が削られることに伴い、所要の改正として、同表を引用している文言を新たに定義づけされる用語へ置き換えるものであります。

なお、マイナンバー法の一部改正法の施行の日が現時点で確定していませんので、同法の施行の日を条例の施行期日としております。

○委員長

「議案第26号について」

○（財政）納税課長

議案第26号小樽市債権管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

国は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、令和3年に民法等の改正を行いました。その中で、相続財産管理制度が改正され、これまで相続財産管理人には相続財産の管理保全を目的とするものと、相続財産の清算を目的とするものの二つの類型でしたが、このうち相続財産の精算を行うものを新たに相続財産清算人として整理し、相続財産管理人の目的を相続財産の管理保全に特化することとなったものであります。この民法の一部改正に伴い、本条例中の相続財産管理人を相続財産清算人に名称を変更するものであります。

なお、施行期日は公布の日であります。

○委員長

「議案第41号について」

○（消防）中尾主幹

当委員会に付託されております議案第41号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案につきましては、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和6年2月9日に公布され、同年4月1日に施行されることから、その内容を踏まえて一部改正するものであります。改正内容につきましては昨今の社会経済情勢に鑑み、同政令で定める非常勤消防団員等の補償基礎額の一部について、増額の改定が行われたためこれに準じた改正を行うものです。

なお、施行期日は、令和6年4月1日であります。

○委員長

「議案第42号について」

○（消防）予防課長

当委員会に付託されております議案第42号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

脱炭素社会の実現を目指し、CO₂の吸収源対策として建築分野での木材利用を促進する観点から、建築基準法の一部が改正され、建築物の主要構造部であります壁、柱、床、梁、屋根及び階段のうち耐火構造とすべき部分を特定主要構造部と呼び、それ以外の主要構造部について木造とすることが可能となったことに伴い、消防法施行令で定める消防用設備等の設置基準が従来では、主要構造部全てを耐火構造等とすれば消防用設備等の設置基準面積が緩和されていたところ、特定使用構造部のみを耐火構造等とすることで、消防用設備等の設置基準面積が緩和されるよう改正されたことから、本条例で付加している消防設備等の設置基準についても、特定主要構造部のみ耐火構造等とすることで消防設備等の設置基準面積が緩和されるよう改正するほか、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日からとするものであります。

○委員長

「議案第43号について」

○（消防）次長

議案第43号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和5年12月6日に交付され、令和6年4月1日に施行されることから、その内容を踏まえて小樽市消防手数料条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、これまでの消防法令改正や総務省消防庁の通知に基づきガソリンや灯油などの危険物を多量に貯蔵する、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の安全対策の強化が進んできたことに伴い、これら貯蔵所の設置許可申請に係る審査時間が増加している実態などを踏まえ、同政令に規定する審査手数料の標準額の増額見直しが行われたことから、これに準じた審査手数料の金額の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日からとするものです。

○委員長

「議案第52号について」

○松井委員

提案者を代表して、議案第52号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

小樽市が核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから41年たった今も、核兵器は存在し人類への脅威となっています。2017年7月に核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月に同条約が発効されてから、条約の署名国は93か国、批准国は70か国となりましたが、ウクライナやガザなどで戦争の緊張、核兵器使用の威嚇の危険は高まっています。

小樽港に2月5日、米海軍ミサイル駆逐艦ラファエル・ペラルタが寄港しました。核兵器非搭載の確認が取れぬ

まま入港許可を繰り返すことは、小樽港が軍港として利用されることに道を開き、小樽市民を軍事的緊張の渦中に巻き込むことになります。小樽港の軍事利用、核兵器持込みを許さないためにも、港湾管理者として非核証明書の提出がない艦船には、港湾施設を利用させないように本条例案の制定が求められます。

各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

みらい。

○小池委員

◎小学校の年間行事予定の保護者への連絡時期について

初めに、小学校の年間行事予定の保護者への連絡時期についてであります。

昨年の第2回定例会総務常任委員会において、小1の壁について御質問させていただきました。一般的に小1の壁とは、共働き世帯や独り親世帯において、子供が保育所や幼稚園から小学校に入学した際、小学校では親の退社時間まで子供を預かることができなくなるなど、仕事にも影響する等の問題であります。本市においては、放課後児童クラブの時間帯にも課題があり、質問させていただいてから御検討いただき、再来年度の実施に向けて取り組んでいただいているとお聞きしております。

このことは小1の壁に直結する課題ではありますが、それだけではなく、小学校に入ると授業参観や個人懇談、そのほか運動会など行事が増えることで、保護者が仕事を休まないといけなくなることもあり、4月以降の予定が早く分からなければ仕事にも影響が出るので早く知りたいという不安の声があり、このことも小1の壁に関係する課題だと考えます。特に急に仕事を休むことができない保護者においては、早く行事予定が分からないと休み希望が出せないなど、不満と不安の声を多く聞いておりましたので、何とか改善できないかと当時質問をさせていただきました。

私が調べた範囲にはなりますが、実際に年間行事を保護者が分かる時期は、一昨年は3月末または4月の入学式でしたが、その後質問をさせていただいてから、ある学校では昨年は3月中旬、今年はさらに早まり3月1日に保護者にメールで年間行事が送られる学校もありました。もちろん変更することもあるという仮での年間行事ではありますが、保護者にとっては大変ありがたいことです。保護者の方からも休み希望が取れるので本当にありがたいという声や、年次有給休暇を取る予定が立てられるなど、大変うれしい声を既に聞いております。

各学校によりお知らせするタイミングは違うと思いますが、実際に小学校の年間行事予定のお知らせが早くなっているのか、把握されていればお聞かせください。また、早くなったのであれば、その理由と経緯についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

年間の行事予定の小学校、新1年生の保護者への周知につきまして、前年度よりも早まった、2月辺りから3月初旬にかけてという学校があるということ自体は、承知しております。

このことの理由、経緯という部分につきましては、この4月に向けまして毎月行っております校長会事務局との打合せにおいて、複数回、新年度入学する児童の保護者への周知は早めをお願いする旨、伝えてきたところでありまして、各学校にはこれを踏まえて対応いただいたということによるものと考えてございます。

○小池委員

本当にうれしいことで、このことに関しては教育委員会、また、学校側の御理解と御努力があったからこそその成果であって、こういった一つ一つの課題を改善していくことで、本市で子育てする保護者にとって子育てしやすい環境につながると考えます。

私も共働きで子育てする保護者として大変ありがたく、敬意を表するところであります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

◎小中学校の大雪等による臨時休校の対応について

このことも改善する余地があると思いますので質問いたします。

冬の大雪等による小・中学校の臨時休校の対応についてであります。まず、これまで5年間で冬の大雪等による影響で臨時休校の対応を取った日数を年ごとにお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

大雪等の影響で1校でも休校とした場合を1日と数え、過去5年間の日数を申し上げますと、令和元年度は0日、令和2年度は0日、令和3年度は1日、令和4年度は1日、令和5年度は1日となっております。

○小池委員

毎年、0日か1日かというところだと思います。

これまでの臨時休校の判断をされた、その要因についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

各学校長が、児童・生徒の発達段階に配慮しながら、校区内の視界状況や除排雪状況、気象警報等の情報等を参考に登下校に係る安全の確保の可否を総合的に判断し、臨時休校の実施の有無を決定しております。

○小池委員

そのような要因があつて臨時休校になったということですが、冬の大雪等で臨時休校と判断される基準は、一般的にどのようなことが考えられるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

各学校長が、気象警報等の情報を参考に、各学校事情を考慮して判断することとしております。

○小池委員

教育委員会は、大雪等で学校に影響がありそうな場合、いつ、どのように対応されているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

気象情報警報等について、本市総務部災害対策室や北海道教育委員会後志教育局から情報提供を受けた後すぐに、市教委から各学校へ随時、情報提供及び注意喚起を行っております。

○小池委員

教育委員会からの学校側への連絡後、学校側は臨時休校の判断を基本的に、いつ、どのように判断されるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

臨時休校につきましては各学校長が判断基準に沿って行っており、前日もしくは当日の朝に判断しております。

○小池委員

前日、当日に判断しているということでした。

それで、何十年に一度の大雪、史上最強の大寒波などニュースになるほどの悪天候が、テレビやインターネットで数日前から報道されることもありますが、その場合も同様の対応なのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

数日前に大雪になることが分かった場合につきましても、本市災害対策室や後志教育局から情報提供を受け、小樽市教育委員会から各学校へ随時、情報提供及び注意喚起などの通知を行うこととなります。

○小池委員

3日前などに分かったときに、3日前などに判断するという事はないのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

前日に分かった場合につきましても、随時情報等を考慮しながら、各学校が判断しているところでございます。

○教育部長

冬の天候は本当にころっと変わってしまうという部分があるので、3日前にそういう情報が出たとしても、実際に3日後に本当にそれだけ雪が降っているかというのは微妙なところがありますので、3日前から休みを決めるというケースは今まで拝見したことはありません。前の日だつたりに情報は出ていますけれども、次の朝の雪の状況を見て、これなら登校させるのは危険ということで学校長の判断で休校にしたいといった流れでございます。

○小池委員

基本的には前日または当日の朝ということだと思います。

今年1月25日の大雪の際の小・中学校の臨時休校について新聞報道がありまして、「大雪で臨時休校、当日の朝に決定 前日判断なぜできぬ 保護者から疑問の声」という見出しで記事がありました。その中の最後に少し触れられていましたけれども、昨年の第2回定例会でのみらいの代表質問や、また、予算特別委員会で私が熱中症対策の中で、急な午前授業の対応について質問しております。教育委員会には、今回1月25日の学校の対応として、前日に判断してほしい、当日の臨時休校は困るというような保護者からの声があったのはどのように把握されているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

臨時休校になることで、急に仕事を休めないという家庭もあり、対応に困った保護者もいたことを学校から聞いております。

○小池委員

ちなみに、どのくらいその声はあったのか、お聞かせいただけたらと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

その数については、市教委では把握してございません。

○小池委員

新聞報道で、札幌市は前日のうちに公立小・中学校の2割に当たる48校が臨時休校を決定したとありますけれども、本市においては1月25日、何校の小・中学校が前日に判断されたのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

前日に臨時休校を判断した学校は1校でございます。

○小池委員

1校ということでした。1割にも満たないのかと思います。

新聞報道では、道内の人口10万人以上の自治体では、臨時休校の判断基準を定めたり、共働き世帯の増加を理由に極力前日に判断するよう教育委員会と学校が調整したりする自治体もあると記載がありました。また、道内他都市では共働き世帯の増加や近年の気象の変化を受け、積極的に判断するケースも出てきていると記載があります。

本市においては、このような他都市の積極的な対応についてどのような見解をお持ちかお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

道内の自治体に聞き取り調査をしたところでは、気象状況に応じてタイミングを計りながら、各学校長が休校の

判断をしているというふうに聞いております。本市は東西に広く、地域によって天候が異なる場合があります、各学校長が、気象状況などを総合的に判断して臨時休校を決めておりますので、市内一律の対応は難しいものと考えております。

○小池委員

一律の対応とは言っていないのですけれども、また、東西に長くても判断するのは各学校だと思うので、今のは少し違うのかと思いました。

次に、新聞報道では帯広市は、目安を翌日の予想降雪量が市街地で50センチメートル、郊外で30センチメートルを超える場合、前日のうちに判断できるよう学校長と市教委で協議すると定めている。担当者は早期に決めたほうが保護者の負担軽減につながる、子供の命を守るのが大前提で判断を遅らせる理由はないと話すという記載もありました。苫小牧市も校長会と協議して原則前日に判断する。前日に連絡できれば子供の預け先など家庭内での調整がしやすくなると利点を強調するとの記載です。

本市にはこのような予想降雪量などの基準はあるのか。また、保護者への負担軽減についてはどのように考えられているのか、お聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本市においては予想降雪量による基準などは定めておりませんが、保護者の皆さんの負担軽減につきましては、各学校から前日のうちに休校になる可能性があることを保護者の皆様にお知らせすることで、少しでも翌日の見通しを持つことができるように配慮するよう学校に指導しているというところでございます。

○小池委員

前もって連絡するという配慮をされているということでした。また、前日に対応してほしいという保護者の声を聞いて、教育委員会として今後どのような対策が必要と考えるのか、お示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

繰り返しになりますけれども、対応に困る保護者の方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、各学校の対応として、悪天候が予想される場合には、前日のうちに翌日が休校になる可能性があることをお知らせするというのを継続してまいりたいというふうに考えております。

○小池委員

基本的には前もって連絡して、当日の判断になるということでした。

また、新聞報道では、今年度に関してはインフルエンザなどの感染症の拡大で学級閉鎖になる学校も多く、授業が追いつかないということもあり、できるだけ休校の判断を避けたいという学校側の気持ちも理解するところでもあります。しかしながら、急な当日の休校の判断に保護者の対応が追いつかないことも同時にあり、どちらのことも考えないといけないと思います。

では、当日の休校の対応に特に困る保護者、世帯はどのような方が多いのか、私なりにも少し考えてみましたが、まずは共働き世帯や独り親世帯、また、1人でお留守番が難しい小学校1年生から3年生の子を持つ世帯や、放課後児童クラブを利用されている世帯。また、そのような子供を見てくれる兄弟がいたりするのか、また、近くに預かってもらえる祖父母や親戚がいるのかなどか予想されますが、実際に困っている世帯がどのくらいいるのか把握されていればお示ください。

また、把握されていないのであれば、今後、把握されるお考えはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委で市内全体のことを把握してはおりませんが、休校の判断は各学校長が行うことでありまして、各児童・生徒の世帯状況につきましては、学校で判断しているというところでございます。

○小池委員

なかなか学校では把握されているということだと思います。前日に判断がされず、当日の臨時休校で子供の預け先に困ってしまう保護者の対応を考えれば、その預け先を充実させることも考えられますが、それどこまで行政が対応すべきなのかはすごく難しい問題だと思います。

当日の急な臨時休校のときに預け先が見つからなかった際の対処法としては、子供に留守番してもらう、保護者が仕事を休む、また、職場に連れていく、在宅勤務に変えるなども考えられますが、これに関してもまだ1人で留守番ができなかったり、保護者が仕事を休めない、職場に連れていけない、在宅勤務に切り替えることができないという職業もあると思います。

この課題を地域の問題として、学校と町内会などが協力して取り組むことも考えられますが、本市ではそのような取組をされている学校があるのか、把握されていればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

休校時に町内会と学校が助け合う取組を実施している学校は、市教委としては聞いておりません。

○小池委員

なかなか預け先に、結局、保護者は困っているということだと思います。前日に判断してもらえれば預け先が何とかできるという保護者もいると思うのです。

質問をまとめますけれども、大雪等の影響により臨時休校の判断基準、判断時期について今後どう考えていくのか。また、他都市の一例のように学校だけに判断を任せるのではなく、教育委員会と校長会において一定程度の基準を設け、それで学校側が判断しやすくなることも必要ではないでしょうか。

また、臨時休校の際の子供の預け先が困っている世帯はどれくらいあるのか調査すべきではないでしょうか。前日判断されず休校により預け先に困っている世帯に対して、誰がどのようにしていくのか、これから考えていくべきではないでしょうか。これらのことについて教育委員会としてはどうお考えなのか、見解を伺います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

繰り返しになりますが、雪の降り方につきましては地域によって異なります。冬場の悪天候については立地状況により違いますので、一律に対応することによって、子供たちを危険な状況にさらしてしまうことは避けたいと考えております。

また、児童・生徒がいる各世帯の情報につきましては、各学校において年度当初に把握しているところですので、市委員として改めて調査をすることは考えておりません。

各家庭における子供の居場所の確保については、大雪も災害の一つと捉えたときに、どのような対応ができるのか、校長会と情報交換してまいりたいと考えております。

○小池委員

小樽市教育委員会の考えとしては、基本的に当日なのか。ただ、前日判断している学校もあると思うのです。他都市がこれだけ少しずつ共働きの増えたことによって、できる限り保護者のために前日に判断したほうが良いと他都市はそういうふうになってきているのですけれども、それがなぜか小樽市はそういう考えに至らないのか。それは学校側が判断するわけですが、先ほど一律にと言いましたけれども、一律に判断する必要はないと思うのです。各学校によって気象情報も違いますし、雪の量も違いますし、子供たちの安全だったり、確保だったりとかも全部違うと思うので一律にする必要はないのですけれども、ただ、できる限り前日判断ができるような取組は必要ではないかと思うのですけれども、そのことについて御見解いただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室長

先ほど主幹からも答弁をさせていただきましたが、本市は、非常に東西に長いような地理的な状況にありまして、一番西側と一番東側ではかなり雪の量が違ったり、あとは海沿いに建っている学校もあれば、山の上に建っている

学校もございますので、降雪量、もしくは気温などもそれぞれ違うというふうに考えております。

委員の御指摘のように前日のうちに判断できないのかということにつきましては、実は、以前に前日に判断して、翌日、天気がよかったということも実はありました。天気がよかったことで、それはよかったことにこしたことはないのですが、その際に、やはりこの天候であれば学校に行かせたかったというような市民からの御意見もいただいているという実情がございます。

市教委としましては、いきなり当日の朝に、臨時休校にするということは、やはりそれは保護者の方々にとって、とても突然のことで困ることであると思いますので、これまでも9月以降、校長会には翌日、天候が悪くなりそうな際には、翌日に臨時休校する可能性があること、判断の時間については何時にするということを先に保護者の方にお伝えしているところです。そうすることで、少しでも、翌日臨時休校になるのかということも考えて少しでも対応していただけるのかなと考えておりますので、どうかこのことを御理解いただければと思います。

○小池委員

抑制にはなっているとは思いますが、ただ、実際にそういうふうになされている中で、こういった新聞報道があって、困っている人がどのくらいいるかを調査してほしいというこの質問をしたのは、やはり本当に困っている人が増えているのか減っているのか、どのくらいいるか分からないというところで、少なければ、そこまでの影響はないと思うのですが、これがどんどん毎年のように預け先がなくて困っている人が増えていくのだしたら、やはり考えていかないといけないと思うのです。

現状では、前日に、明日、休校になるかもしれませんというので、対応できる保護者もいるのですが、それでも対応できない保護者もやはりいると思うのです。そういった方たちの多分その不満の声がこうやってあると思いますので、そういった声がもしかしたら今後、増えていく可能性もあるのかというふうに思っています。

今、一概にお答えいただくことは難しいと思うのですが、ぜひ今、保護者で預け先に困る世帯がどのくらいあるのかというのを少しずつ把握していただきながら、保護者の声をしっかり聞いていただきたいというふうに思います。

◎能登半島地震に関連して

代表質問で質問させていただいた能登半島地震に関連してですが、まず、夜間、休日等、勤務時間外において津波注意報が発せられた場合については、該当する職員が自主参集することが定められておりますが、その徹底が図られていなかったと答弁がありましたが、まず、その自主参集とは何か、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

自主参集とは何かにつきましては、対象となる災害の発生を認知した職員が、招集の命令を待つことなく自主的に参集することです。

○小池委員

では、今回の場合、該当する職員はどの職員になるのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

今回、該当になる津波注意報による自主参集の該当職員につきましては、小樽市地域防災計画、原則、市の係長職以上が参集することになっております。具体的に申しますと、各部局の部長職、次長職、課長職、係長職が該当することになります。

○小池委員

また、津波注意報以外の災害等の場合は、自主参集する職員は異なるのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

津波注意報以外での自主参集基準につきましては、津波警報等では原則、市職員の係長職以上であるほか、市内で震度4以上の場合は原則、課長以上、震度5弱、5強の場合は原則、係長以上、震度6弱以上の場合は原則、全

職員になっております。

○小池委員

そういった段階があるということが分かりました。

地域防災計画についてですが、どの程度を想定して作成されているのかを質問させていただきましたが、答弁では、本市に最も被害が生じる可能性が高いとされた北海道留萌沖におけるマグニチュード7.8規模の地震が発生した場合を想定されているとのことでした。一方、今回の石川県の能登半島地震では、暫定値ではありますが、マグニチュード7.6なので、本市の地域防災計画の想定とほぼ同等であると思います。

発生場所にもよると思いますが、今回の石川県の能登半島地震の被害状況を調べると、かなりの被害があったと思われますが、もちろん県全体と比べることはできないと思いますけれども、本市の計画想定との被災と照らし合わせて、どのような感想を持たれたのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の能登半島地震の被害につきましては、気象庁の発表によりますと、1月1日の16時10分から16時18分にかけて、能登半島を横断する形で3度の地震が連続して発生したもので、そのため被害の範囲も規模も大きくなったものと承知しております。

これに対しまして、小樽市内の最も被害が大きいと想定される留萌沖のマグニチュード7.8の地震につきましては、留萌沖の海底に確認されている活断層によるもので、今回の能登半島地震の発生メカニズムとは異なるものと認識しております。

しかし、市の業務継続計画に示しておりますとおり、土砂災害、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害として、相当の被害が生じると想定され、甚大な被害になるものと考えております。

○小池委員

簡単に比較はできないということだと思うのですが、石川県の能登半島地震は本当に想定以上の被害があったということなので、それについても今後、私も調べていきたいと思います。

代表質問では災害時の断水について質問いたしましたが、今回の地域防災計画の改定案を拝見させていただきましたが、具体的に断水に関してはあまり具体的に触れられていないのではないかと感じました。断水における影響は、トイレ、シャワー、飲み水などあらゆる点で問題が起こるということが、能登半島地震において実感したところではありますが、地域防災計画の応急給水対策や飲料水・食料・生活物資確保対策の中だけで十分に補えているのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の地域防災計画に断水に特化した記載はないが備えは十分かという御質問であります。本計画改定案では、これまで水道施設が被災し飲料水が十分供給できなくなったときの応急給水に関する内容を定めた応急給水対策に加え、第2編大規模震災対策に施設被害の軽減を図るための災害予防計画に記載したライフライン施設の予防対策や、二次被害の防止と早期の施設復旧に努めることを記載したライフライン施設の応急対策を新たに記載したところであり、基本方針の備えとしては一定の整備をしたものと考えております。

ただし、委員の御心配も十分に理解いたしますので、今後につきましては本計画などに基づき、実務的な対応について十分に検討を重ねることで、備えをしっかりとしていく必要があると考えております。

○小池委員

代表質問では水道局と病院局の断水の影響について質問しまして、そこで大阪府大阪市の取組を御説明しまして、両方の連携、リスクコミュニケーションについて質問いたしました。病院局の答弁では、今後、水道局と連携を図りながら、断水対策の促進について協議していく考えでございますと答弁をいただきましたけれども、災害対策室においても水道局や病院局との連携、互いの計画の理解を深める取組をいただいていると思うのですが、今

後、強化していただきたいと思うのですが、それについて見解をお示してください。

○（総務）災害対策室長

今、代表質問での災害医療関係と水道局との断水対策につきましてですけれども、リスクに対するコミュニケーションが十分に図られていないというような答弁があったかと思います。ただ、私ども総合調整の役割を担います災害対策室といたしましては、平時から断水対策を含め、相対的な各種の災害対応について、毎年、庁内各部局の担当者が集まって実務的な対策を検討、確認いたします災害対策関連マネジメント庁内連絡会議というのを開催しておりまして、この中でも意見交換を行うなど、効率的・効果的な災害対策が進められるように今後とも調整を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○白川委員

◎AEDについて

まず、AEDについてお伺いさせていただきたいのですが、本市のホームページで毎月9日に普通救急講習会を実施されていることを確認しまして、先日、参加させていただきました。大変勉強になりました。

まず、救急講習会の代表的な内容についてお知らせください。

○（消防）救急課長

消防本部では講習の時間に応じまして、救命に必要な応急手当として心肺蘇生法、AEDの取扱い、大出血時の止血法、異物除去法などを行っております。

○白川委員

市民や本市に訪れた方々の命を守る上でも非常に重要なことで、コンスタントにこういった普通救急講習会を実施されているのは非常にいいことだというふうに考えております。毎月9日の実施ともあれば、平日のときもあれば、土日祝日の場合もあろうかと思うのですが、今年度に入ってから参加状況について、平日、土日祝日別の参加者の平均数と、参加者の男女比率はおおむねどの程度になっているか、お聞かせください。

○（消防）救急課長

今年度に行いました毎月9日の普通救急講習会の参加状況についてですが、参加者平均数は平日が10.5人、土日祝日が9.8人となっており、男女比率は平日が男性74.6%に対し女性25.4%、土日祝日が男性72.9%に対し女性27.1%となっております。

○白川委員

平日も土日祝日もあまり差はないのだということが分かりました。

先ほど伺いました講習会の内容の自動体外式除細動器、AEDと以後させていただきますけれども、このAEDについて何点かお伺いいたします。

本市の公共施設における現在のAEDの設置台数と使用状況についても、分かればお示しいただけますでしょう

か。

○（財政）契約管財課長

本市の公共施設における現在のＡＥＤの設置台数についてですが、契約管財課で契約し設置している台数は84台となっております。

また、施設ごとの使用状況につきましては、把握してございません。

○白川委員

では、このＡＥＤは市で購入、管理しているものなのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

ＡＥＤにつきましては、市と事業者との間で賃貸借契約を締結して、設置しているものでございます。

○白川委員

このＡＥＤに同梱されているレスキューセットの内容について、何が入っているのか、お聞かせいただけますでしょうか。また、これはＡＥＤの製造メーカーや販売会社、リース会社によって内容が違うものなのか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

レスキューセットの内容ですが、タオル、はさみ、蘇生用のマウスピース、脱毛テープ、手袋などが入っており、ＡＥＤの製造メーカーや販売会社、リース会社によっては、マウスピースの代わりに人工呼吸シートや、人工呼吸を行う際の補助マスクが、脱毛テープの代わりにかみそりが入っているものもございます。

○白川委員

若干違いがある部分もあるということで理解しました。

市内の公共施設に設置されているＡＥＤは、設置してから何年で部品や消耗品の交換を行うのか、また、何年で本体の更新などを行うのか、対応はどこが行うのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

まず、ＡＥＤの本体につきましては5年ごとに更新しており、予算措置は各課で、入札や契約事務については、契約管財課で対応してございます。

また、部品や消耗品の交換につきましては各課で対応しておりますので、詳細は把握してございません。

○白川委員

そうすると、ＡＥＤの部品や消耗品の交換の際、レスキューセットの内容などの見直しも行うのか、これも各課でやる形になるのでしょうか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

先ほど答弁させていただいたとおり、部品や消耗品の交換につきましては、各課で行っており詳細は把握しておりませんが、一般的には使用したものの補充であり、セット内容の見直しまでは行っていないと思われます。

○白川委員

先ほどの普通救急講習会に話を戻すのですけれども、人形を傷病者と見立てて講習を行ったのです。この人形の形状から傷病者は男性と想定されたのですが、実際の講習でも、傷病者が女性である場合は配慮しようということを教わりまして、女性の傷病者に対してＡＥＤパッドを直接貼るということをためらってしまう男性がいる場合や、体型や服装によって衣服を脱がせたり、ずらしたりしながら使用することが容易でない場合もあるのではないかと考えるのですけれども、これについての現時点での対策をお聞かせください。

○（消防）救急課長

女性の傷病者に対しまして男性がＡＥＤパッドを貼ることをためらう場合、体型や服装で貼ることが容易ではない場合の現時点での対策についてですが、本市の公共施設に設置されているＡＥＤに限ったことではありませんが、

AEDを使用する場合の配慮として、消防本部が行う救急講習において、女性にパッドを貼る場合の対策として、服を全て脱がせる必要はないこと、下着をずらして貼ること、パッドを貼った後に衣類やタオルをかけること、周りの人の協力を求め壁をつくることなど、できる限り周囲から見えないように対策することをお願いしております。

○白川委員

確かに大事な部分だというふうに私も考えるのですけれども、5年前にNHKの報道で京都大学などの研究グループの調査結果で、学校で心肺停止になった子供に対してAEDのパッドが貼られた割合が出ているのです。学校で心停止になった子供にAEDパッドが装着された割合は、小・中学生では男女で有意な差はなかったのですけれども、高校生になると、女子生徒が男子生徒に比べて30ポイント近くも低くなっていたことが分かりまして、AEDの使用率が男女で差があるということが分かりました。

そういった背景から、倒れた人が女性だった際に体を覆いながら救命措置をするためのシートで、まもるまるというものがあることを知ったのですけれども、これについて押さえていらっしゃいましたら、お聞かせくださいませんか。

○（財政）契約管財課長

まもるまるについてですが、心停止で倒れた人を救いたいという思いがあるにもかかわらず、女性の服を脱がすという抵抗感が障壁となり救命処置が行われないという現状から、公益財団法人日本AED財団学生チームが考案した救命処置を施す際に体を簡単に覆うことができるシートのことであり、倒れた人の体が露出されるのを防いだ状態で、迅速にAEDの使用、胸骨圧迫を行うことができ、また、コンパクトに折り畳むことができるため、AEDボックス内に収納することができるものでございます。

○白川委員

私も写真で少し見たのですけれども、結構大きめのシートで胸部が開く形になっていて、非常にいいものだと考えたのですが、倒れたのが女性だったためにAEDが使われないことで重い脳障害が残ったケースが実際に起きていると前例ではあったりするのですけれども、1秒でも早くAEDを使うことが望ましいと考えるのですが、女性の尊厳も守らなければならないというふうに考える中で、まもるまるについて本市にとっての必要性という部分についてはどういうふうにお考えでしょうか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

まもるまるについてですが、心臓突然死を防ぐために性別に関係なくAEDを使用できることや、AEDの使用に対する心理的抵抗感を軽減できることから、本市にとっての必要性はあるものと考えてございます。

○白川委員

私も必要性はあると考えているのですけれども、仮に、まもるまるを市で管理している施設内で設置しましょうとなった場合に、何セット必要で、幾らぐらいかかるのか、もし分かればお聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

概算になりますが、お答えさせていただきます。まもるまる1セットが消費税込みで約3,500円、先ほどお答えしたとおり、公共施設へ設置しているAEDが84台ございますので、設置費用としては約30万円かかるものでございます。

○白川委員

財源的には少し大きめになってしまうのかというところで、すぐやっていただきたい部分もあるのですけれども、困難な部分もあるのではないかと考える中で、人命を守る観点から考えれば、すぐにはできないけれども将来的には必要になるのではないかと考えるのですけれども、これについてお聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

先ほどお答えしたとおり、人命を守る観点から将来的には必要になるものというふうに考えてございます。

○白川委員

人命を守る部分が非常に大事だと思うので、私としても進めていただきたいと思います。

現実的にすぐにできないという部分も考えられると思いますので、そこも考えて、まもるまる以外にも同様の取組を行っている自治体がありまして、その紹介もさせていただきたいのですが、これであれば本市でも取り入れられるのではないかと考えているのです。

静岡県裾野市や愛媛県砥部市です。昨年、市の公共施設に整備したAEDの備品の中に三角巾を加えたとの記事を確認しました。三角巾の大きさは二辺が105センチ一辺が150センチメートルのもので、AEDパッドを女性の胸部に当てるのをためらう人が多いことから、三角巾というものを使っていると。これが非常に有効な手段だというふうに考えているのですが、女性の胸部を隠すだけではなく、従来の使い方である傷病者の止血や手足を固定などにも三角巾というのは活用が可能で、本市で実施している普通救急講習会での止血法でも活用が可能で実用性があるのではないかと考えるのです。

三角巾を仮に市で管理している施設内で設置しようとなった場合に、何枚必要で、幾らかかるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

こちらも概算でお答えさせていただきます。三角巾1枚が消費税込みで約300円、先ほどお答えしたとおり公共施設へ設置しているAEDが84台ございますので、設置費用としましては約2万5,000円かかるものでございます。

○白川委員

先ほどの、まもるまるから比べたら大体10分の1にも満たないぐらいの費用でできるというのが確認できました。

三角巾で性別関係なく、胸元が出されることに拒否感を持つ男性の方もいらっしゃると思うのですが、そういった部分で、性別関係なく助かる命が増える可能性があるのであれば、市内公共施設に設置されているAEDの中に、三角巾を追加してはどうかと考えるのですけれども、本市のお考えをお示しいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

市内の公共施設に設置するAEDに三角巾を追加することにつきましては、今後、関係部署と庁内議論を進めてまいりたいと考えてございます。

○白川委員

女性への配慮、尊厳を守る上でも実現しやすい取組ではないかと考えますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

◎火災予防の推進について

次に、火災予防の推進についてお伺いします。

令和5年の火災発生数を39件確認しました。その中で死者2名、負傷者は9名であることが公表されております。火災発生を早期に教えてくれる住宅火災警報器の役割は非常に重要だと考えるのですけれども、その中で住宅火災件数と住宅用火災警報器の設置件数は何件あったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

令和5年の火災発生件数39件のうち、住宅火災件数は16件で、そのうち住宅用火災警報器が設置されていた件数は2件であり、これに加え住宅用火災警報器と同等以上の効果がある自動火災報知設備が設置されていた共同住宅の件数4件と合わせますと設置件数は6件でした。

○白川委員

次に、令和4年度の行政評価調書を元に何点か質問させていただきます。

住宅用火災警報器の設置率についてお伺いしますが、結果として74%の実績値で指標の推移は順調でないという評価だったのですけれども、令和4年度ではどれぐらいの実績値が順調という評価になるものだったのか、お聞かせ

ください。

○（消防）予防課長

指標推移の判定にありましては、基準年度であります平成30年度から目標年であります令和10年度までに、基準値72%から目標値83%までを平均的に増加させた場合の値を標準値として、当該年度の実績値と標準値を比較して判定することとなっておりますので、令和4年度は実績値が75%以上ありますと順調という評価になるものと考えております。

○白川委員

評価調書によると、指標推移の要因として平成26年度以降の毎年の調査では、本市の設置率が70%前後で推移しており、無作為抽出による調査手法の誤差が影響して設置率が上下するものと考えられるが、7割程度の設置後は微増の傾向にあると記載されておまして、誤差の範囲というのは前後何%で考えていらっしゃるのでしょうか。

○（消防）予防課長

誤差の範囲につきましては、総務省消防庁から住宅用火災警報器設置状況調査における標準誤差が示されておまして、本市の調査に当てはめると前後8%程度あるものと考えております。

○白川委員

次に、主な予算、事業等について伺います。

住宅用火災警報器給付事業の検討という事業名称で、目的概要が消防本部が寄贈を受けた住宅用火災警報器を未設置世帯等に給付する事業の制度設計を行い、令和4年度から実施するとありました。また、事業実施状況として、令和2年及び令和3年に一般社団法人北海道消防設備協会小樽支部から寄贈された住宅用火災警報器200個を市民に給付するための事務処理が完了したことから、要件を設けて次年度、令和4年度から市民に給付する。当該寄贈については継続的に行いたいとの意向を同協会から受けているとありました。この住宅用火災警報器が寄贈された経緯についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

本市の住宅用火災警報器の設置率向上のため、火災予防を推進している北海道消防設備協会小樽支部として協力したいとの申出により寄贈されたものであります。

○白川委員

次に令和4年度の給付事業はどうなったのかということと、給付の対象があるのか、そういうのがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

令和4年度の給付事業につきましては、令和4年に寄贈を受けた住宅用火災警報器100個と合わせて、300個を市内に居住する65歳以上の方のみで構成された世帯の居住者を対象に公募を行った結果、312世帯の申込みがありましたが、そのうち76世帯の方が給付要件を満たさなかったため、結果として236世帯に給付を行ってございます。

○白川委員

給付対象について、もう一度お聞かせください。

○（消防）予防課長

給付対象者なのですが、市内に居住する65歳以上の方のみで構成された世帯の居住者を対象としてございます。

○白川委員

この給付事業の今年度の状況についてお聞かせくださいますでしょうか。

○（消防）予防課長

令和5年度の給付事業につきましては、昨年11月に北海道消防設備協会小樽支部から住宅用火災警報器100個の寄贈を受けまして、昨年度に給付できなかった64個と合わせて164個保有してございますが、これらの住宅用火災警報

器の給付に係る手続が完了したことから、関係町内会に關係書類を配布したところでありまして、給付にあつては来年度早々に行う予定でございます。

○白川委員

少し話が評価調書からそれるのですが、住宅用火災警報器の取付け支援についてお伺いしたいのですが、この取組について御説明いただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の取付け支援につきましては、寝室の天井などに取り付ける必要がありますことから、御自身での取付けが困難な世帯に対する設置促進のため、申込みがあった世帯に消防職員が赴き、当該世帯があらかじめ用意した住宅用火災警報器を消防職員が取付けを行うものであります。

○白川委員

住宅用火災警報器が給付された方が、取付け支援を依頼するということは可能なのでしょうか。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の給付を受けた方が、設置支援を依頼することは可能となっております。給付時に、取付け支援を希望されるか確認しているところでございます。

○白川委員

ホームページでお知らせを確認したのですが、米印で、事前に御用意する旨が書かれていたのですが、多分それ自分で買わなければいけないようなニュアンスに取れる可能性があるかと思っておりますので、その表現について、今後、変更を検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、指標推移への対応の方針として、今年度以降で新型コロナウイルス感染症の影響によってイベントや戸別訪問による設置促進が滞ったことから積極的にウェブ等の電子媒体の活用を図って、設置拒否層への働きかけを強めるとありました。設置拒否層というのはどのような理由から設置拒否をするのでしょうか、様々あると思うのですけれども、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

設置を拒否する理由といたしまして、本市独自の全戸調査を行った職員からは、私の家は火災を起こさない、我が家には必要ない、住宅用火災警報器にお金を使いたくないなどと聞いてございます。

○白川委員

設置拒否されている方は、設置を促したことによって拒否の意思表示をされたというふうに今、理解したのですが、設置拒否層の方は、設置義務については理解されているのでしょうか。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置義務につきましては、これまでも広報等により周知を図ってきたところでありまして、また、住宅用火災警報器の全戸調査を行った際に設置義務があることを説明しておりますので、理解しているものと考えてございます。

○白川委員

仮に設置拒否層の方々が全員設置した場合に、実績値は74%からどこまで改善されるものなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

設置を拒否している方が全員設置した場合、実績値がどこまで改善されるかということですが、目標値であります83%を超えるものと考えてございます。

○白川委員

火災警報器に関しては、火災の初期対応に資する非常に重要な部分だと思いますので、設置する上での大事さの

部分を、しっかりと周知していただきたいと思いますので、引き続き取組をよろしくお願ひしたいと考えております。

◎国際理解教育の充実について

次に、国際理解教育の充実についてお伺ひします。

市民の皆様から次の世代を担う子供たちのために教育についての取組を進めてほしいという声を私はいただいております。小樽市教育推進計画の中で国際理解教育についてお伺ひさせていただきたいと思います。

国際理解教育について、本市の現状と課題について改めて確認したいのですが、要約で結構ですので、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

小樽市教育推進計画にお示ししている内容についての御質問であると考えますけれども、グローバル化が進展し国際化も進む中、国際社会において主体的に行動できる資質能力を育成するため、英語で日常的なコミュニケーションができる力を育成する取組が必要であります。

本市におきましては、様々な国籍のALT6名を中学校を中心に配置しまして、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を行っているところでありますが、全国学力・学習状況調査の中学校英語の結果につきましては、全国の平均正答率を依然下回っている状況にあり、子供たちの英語力を高めていかなければならない状況でございます。

○白川委員

そういった現状と課題がある中で、どういう取組を行っているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

本市の取組であります。ALTと共に活動する機会を通して生きた英語を学び、英語を使って積極的にコミュニケーションを図る力を高めるため、小学校5・6年生と中学生を対象とした小樽イングリッシュキャンプを夏季休業中に、小学校3年生から6年生を対象としたウィンター・イングリッシュ・スクールを冬季休業中に行うなどの取組を行っております。

○白川委員

生きた英語を使ってコミュニケーションを図るというのは非常に大事な部分かというふうに考えます。

取組につきましての達成目標に対して、現在の進捗とその効果について、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

達成目標につきましては、指標は二つございますが、まず、小樽イングリッシュキャンプとウィンター・イングリッシュ・スクールの参加人数につきましては、令和10年度130名を目標にしております。令和5年度につきましては116名となっております。

参加者からは、いろいろな国から来た観光客と関わりが持てて、英語への興味が湧いたですとか、外国人と話してみても意外と自分の英語が通じることが分かって、とても自信がついたなどの感想が聞かれ、英語を使って積極的にコミュニケーションする力などを高める取組としては、一定の効果があると考えております。

英語担当教員のうち、授業での発話をおおむね75%以上、英語で行っている教員の割合につきましては、令和10年度まで、目標である50%に対して、令和4年度の数値で申し上げますと11.8%となっておりますので、引き続き、英語教員の指導力向上に向けた研修会の取組を進めてまいりたいと考えております。

○白川委員

これは引き続き取組を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

次に令和5年度の全国学力・学習状況調査結果では、中学校の英語の調査も行われているのですが、この中学英語の平均正答率と平均正答数の結果をお示しください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

令和5年度全国学力・学習状況調査における教科に関する調査の中学校英語、中学校3年生が対象となりましたが、この結果につきまして、平均正答率では、全国が45.6%に対しまして、本市は39%でマイナス6.6ポイント。平均正答数では、全国が17問中7.7問の正答数に対して、本市は6.6問でマイナス1.1問となっております。

○白川委員

ちなみに平成31年度にも同様の調査が行われていると思うのですが、この当時の中学英語の平均正答率と平均正答数の結果もお聞かせくださいませんか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

前回調査であります平成31年度、令和元年度になりますけれども、この同調査における結果につきましては、平均正答率では全国が56%に対して、本市54%でマイナス2ポイント。平均正答数では、全国が21問中11.8問の正答数に対して、本市は11.4問でマイナス0.4問となっております。

○白川委員

今お聞きした部分だと平成31年度では全国平均に近い結果だったのが、令和5年度の結果では少しそれが開いてしまったというふうに取れたのですが、これについて見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

前回調査との比較で、平均正答率との差が広がったということにつきましては、年度によって、出題の内容、問題数も異なりますので、単純な比較というのが難しいところがございますが、領域別に見ますと、前回と比べて読むことの領域で正答率の全国との差が大きくなっておりまして、1語1語や1文1文の意味など、特定の部分にのみとられることなく、まとまりのある文章の概要を捉えることなどへの対応に課題が見られておりました。

また、正答数の少ない層の生徒の割合につきましても、前回の調査と比べ全国より多くなっていることなどが、全国との差の開きにつながっているものと考えております。

○白川委員

確かに大事な部分だと、私も今聞いて実感いたしました。

一方で、令和5年度の全国学力・学習状況調査結果、児童生徒質問紙調査の結果についてなのですが、小・中学生の英語教科に対する意欲についてどういった結果が出ていたのか、お聞かせくださいませんか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

児童生徒質問紙調査の結果におきます学習意欲の部分についてでございますが、「英語の勉強は好きだ」との設問に対して、小学校で「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」、肯定的な回答の割合が全国と比べ4.5ポイント、中学校では6.4ポイント高くなっております。

○白川委員

ちなみに、これも平成31年度の同様の質問ではどういった結果が出ているか、併せてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

前回調査における同設問の結果につきましては、小学校には同様の設問はございませんでしたので、中学校の結果でお答えさせていただきますけれども、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答の割合見ますと、全国と比べ0.5ポイント高くなっているという状況でございます。

○白川委員

この5年間、児童・生徒は英語に対する意欲はありながらも、結果につながっていないという部分では少しもったいないと思うのですが、これについての見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

学習意欲は学力の大切な要素でありますので、本市の子供たちの多くが英語の授業に対して前向きであるという

ことは大変喜ばしいことでありますが、委員の御指摘のとおり、これが正答率にまで結びついていない状況につきましては、しっかり受け止めて改善していかなければならないものと承知しておりますので、各学校と課題を共有し、教員の指導力向上に向けた研修などの取組を引き続き進めていく必要があるものと考えてございます。

○白川委員

少し話は変わりますが、観光のまちとして国外から多くの方々がいらっしゃる環境を利用した英語の取組は非常によいと思っております、本市ならではの部分かと思うのです。

そういった経験から新たに意欲が湧いて次のステップに進むことで、さらに学力とかスキルアップが実現できるのではないかとこのように考えるのですけれども、そういった取組は今されているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

外国人と実際に英語で話をする場面は、子供たちにとって貴重な体験であると考えてございます。先ほども少しお伝えさしあげましたが、本市では夏休み期間中に小学校5・6年生と中学生を対象として、小樽イングリッシュキャンプを行っております。この中ではALTとともに運河周辺を散策しながら、外国人観光客に対して、実際に英語を使って観光案内をするという活動を行っており、このような生きた英語を学ぶ機会として大切であるものと考えております。

○白川委員

非常にすばらしい取組であるというふうに私も思います。英語で発信する力を身につけて、それが相手に伝わったということが大きな自信につながっていくのではないかとするのは、私自身の経験からも言えるのですが、現在、今おっしゃられたイングリッシュキャンプ以外で、そういった取組はほかにあるのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）山田主幹

姉妹都市交流の一環として、令和3年度からニュージーランド、ダニーデン市と、本市の中学生同士がズームを利用したオンライン交流を実施しております。今年度は8月23日に開催し、本市からは中学校4校の生徒14名、ダニーデン市からはオタゴ女子高校の日本語教科を選択する生徒20名が参加し、英語と日本語を交えながら約1時間にわたりオンラインでの自己紹介やグループに分かれて、自分たちの市や学校について紹介するなどの交流を行っております。

○（教育）生涯学習課長

小樽市教育委員会が事務局を務めます小樽ユネスコ協会の取組が二つございますので、紹介させていただきます。

一つ目は、平成25年にユネスコスクールとして認可されました高島小学校で、夏休みと冬休みにユネスコスクールニコニコフェアという取組を実施しておりまして、楽しみながら英語に慣れ親しんでもらえるように英語で遊ぶゲームですとか、英語の絵本の読み聞かせなどを行っております。

二つ目は、毎年秋に開催されておりますユネスコ英語祭という取組になりますけれども、小学生・中学生・高校生が、歌や暗唱、スピーチで日常生活を題材とした内容ですとか、自分の夢などを英語で発表するイベントを行っております。なお両事業とも本市のALTが協力している取組となっております。

○白川委員

様々な取組があって、非常にすごいというふうに感じました。今挙げていただいた取組、そのように実際、学んだことを発して、それが自分に自信として返ってくるというアウトカムにつながる部分が多いのかというふうに思うのですけれども、スキルアップにつながってさらなる自信にもいけるということは非常にいいと思いました。

また、自信のスキルが証明できるものも、お子さんたちから考えたら将来的にやったほうがいいのかというふうに考えるのです。ほかの自治体の事例で少し御紹介させていただきたいのが英検なのなのですが、英検の受験に力を入れている自治体が多くあるというふうに確認できたのですが、本市としては英検に対してどういった位置づけでお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

英検につきましてですが、本市におきましては各中学校が、実用英語技能検定、いわゆる英検ですけれども、これの準会場となりまして、中学生はもとより校区の小学生にも受検を促しているというところでございます。

また、小・中学校教員が中心となっております小樽市英語教育研究会では英検対策講座を行っておりまして、ここに本市のALTを講師として派遣しながら支援しているという状況でございます。

○白川委員

対策を進めていらっしゃるということです。

英検の志願者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で試験が中止になってしまった令和2年度を除いて全国的に年々伸びているそうなのです。

本市で見たときに、毎年の英検の受検者数がもし分かれば、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

日本英語検定協会に確認しましたところ、市内の中学校を会場とする場合、先ほども申し上げましたが、準会場での受検者数を、我々が伺ったデータ過去3か年で申し上げますと、令和2年度が382人、令和3年度が428人、令和4年度が378人、今年度につきましては、まだ第3回目の結果は分かりませんが、2回分の合計で申し上げますと247人でございます。

○白川委員

市内では少しまちまちというか増減がある感じです。一部で、英検の必要性について否定的な意見をお持ちの方もいるとは思いますが、現在でも英検取得者は多くの高校・大学の入学試験や単位認定で優遇されたりと、世界各国の教育機関で、海外留学時の語学力証明資格認定がされていたりと、英検を受けるメリットがあると考えられるのです。

英語の学力向上、国際コミュニケーション能力の育成を図るのはもちろんのことですけれども、その前段階、受検を通して子供たちが英語に親しむきっかけとなることも期待されています。これから英語を学ぶ方もスキルアップを目指す方も英検の受検は有効な手段かと考えるのですが、これについてのお考えをお聞かせくださいますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

英検の取得につきましては、委員の御指摘のように、取得している級によっては、学校によっては有効である場合があるということを承知してございます。

英検のほかにも例えばTOEFL、TOEICなども国際的な水準で広く利用されており、留学や就職などで有効なものであるということは併せてこちらとしても認識しているところでございます。

○白川委員

英検の部分が続けていきたいのですが、ほかの自治体でも同じ思いかと思うのですが、児童・生徒がいかなる家庭環境でも意欲があれば、英検が受けられる環境を整えることが必要なのではないかと考えていまして、検定料の一部助成を、要保護、準保護世帯は全額助成を行っているところがあるそうです。

仮に本市でやった場合に、対象を市立の中学校で対象を英検3級として、補助額は検定料の半額、対象者につき年1回までの条件とした場合に必要な助成費用額について、もし分かればお示しくださいますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

こちら準会場においての実施ということで申し上げますと、ホームページで公表されております現在の英検3級の検定料は5,000円とあります。令和6年1月末現在の本市中学生が2,132人でありまして、半額の2,500円を助成した場合には533万円となります。

○白川委員

結構な費用の額が、かかるというのが理解できました。

挑戦する意欲の醸成と基礎学力、進学率の向上に寄与して、国際化社会に向けた人材育成としても効果があつて、本市ではこういった取組を進めていったほうがいいのではないかと考えるのですが、費用が大きいというのは重々分かった上で聞くのですが、本市としての見解を最後にお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

英検につきましては、学習レベルに応じて、どの級からでも受験することができ、級の取得を目指してチャレンジする意欲につなげることができるものと考えております。これの助成を進めること、例えば今お話がありました、中学生全員に助成するということにつきましては、積極的に受けた子供と、また、そうではない子供をどうするのか、あるいは、このように助成の対象の選定ですとか、公平性の面もございますし、施策の優先度ですとか、費用の問題ございますので、ここについては慎重に考えていかなければならないものと考えてございます。

○白川委員

これまでの御答弁でいただいた生きた英語という部分が非常に大事だということと、やはり児童・生徒の英語を学びたいという意欲があるというところを、いま一度御確認いただいた上で、それを伸ばすために何が必要かというところを重点に置いて、取組を進めていただきたいというふうに考える所存でございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎フッ化物洗口について

まず、小学校でのフッ化物洗口について伺います。

小学校におけるフッ化物洗口については様々な問題点があり、以前、実施の話が出たときも、結局、解決に至らず、やはり見送られたという経緯があります。そのときからあまり状況が、それから問題点や何かについても変化があったようには聞こえておりません。

新年度から実施がその中でも提案されてきたということで、なぜ来年度実施するのかという理由をまずお聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口は道内の9割以上の市町村で導入され、後志管内でも小樽市以外は全ての町村で実施されており、道教委が作成しているフッ化物洗口の手引きの中でも、その実施によって齲歯率が下がっているという効果があると記載されております。

全国、全道の値と比較し、本市における児童の齲歯罹患率が高いため、齲歯率を改善し、児童の歯、口腔の健康を維持する必要があることから歯の健康を維持するに当たり、全ての児童が平等に機会を得られるような仕組みが必要であると考え、フッ化物洗口を実施するものです。

○佐々木委員

小樽市の子供は齲歯率が高いということですが、齲歯率について小樽市での経年の変化というのはどうなっているのか、フッ化物洗口が必要なほど本当に増加しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和3年度の齲歯率で比較しますと、小学校の全国、全道がそれぞれ39.0%、47.4%ですが、小樽市は54.1%となっており、中学校でも同様に全国、全道がそれぞれ30.4%、43.6%ですが、小樽市は55.1%とこちらも高い状況となっております。

本市の齲歯率の経年変化につきましては、小学校が平成29年度は59.2%、平成30年度は59.5%、令和元年度は57.7%、令和2年度は51.7%、令和3年度は54.1%で、中学校は平成29年度は54.6%、平成30年度は55.4%、令和元年度は55.5%、令和2年度は47.8%、令和3年度は55.1%となっており、齲歯率が高い状況が続く改善が見られないことから、早期の対策が必要と考えているところです。

○佐々木委員

今、数字を挙げてもらいましたが、お聞きしていると齲歯率がそんなに上がっているわけでは決していないという状況であると思います。

虫歯の傾向として、特に多くの子供が満遍なく何本かの虫歯を持っているというのではなくて、やはり特定の子供が多くの虫歯を持っている例が多いと聞いております。そうであれば、そうした子供たち及び保護者に歯科治療を促す方法をさらに工夫していくことで、齲歯率の低下というのは期待できるのではないかと思います。そうであれば、このようにフッ化物洗口ということが本当に必要なかどうかということ、やはり、疑問に感じます。

それにもかかわらず、教育機関である学校という場でフッ化物洗口を行う理由、根拠を説明いただけますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

学校でフッ化物洗口を行う理由としましては、子供たちの齲歯を少しでも減らしたいという思いがあり、齲歯罹患率を改善するためには、全ての児童が平等に機会を得られるような仕組みで対策をすることが必要であると考えたこと。

また、その根拠としましては、学校保健安全法第13条により、毎年定期的に歯科健康診断が実施されており、学校保健安全法第14条では、学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示しとありますので、児童・生徒が齲歯にならないよう学校で実施されているフッ化洗口物は、この法律に基づいていると考えております。

○佐々木委員

法律等については分かりました。

ただ、子供たち平等にというお話がありますが、既に現在、虫歯を持っている子と虫歯を持っていない子がいる。虫歯を持っていない子にまでフッ化物洗口について、一緒に全部、網をかけてしまうことが果たして平等と言えるのかどうかというのには少し疑問を感じます。

それで、そうした理由でもってどうしてもフッ化物洗口実施するということであれば、ぜひ何点かお願いしたいことがあります。フッ化物洗口するかしないかというのは、同意書で保護者、また子供本人の意思を確認するというふうに伺っています。決して無理やり、みんなにやらせるということではないというふうに伺っております。

ただ、同意書記入の際には、一般的に、十分に実施内容等の説明義務を果たしたということを確認することを求められる。そうですね、お医者さんに行ってもインフォームドコンセントというものがあります。やはり、きちんと医療行為を行う場合には、説明と同意というものが必要になるわけです。それは常識としてそうだと思います。

そこで伺いますけれども、その説明部分や何かについてに関わるのですが、事前に、やはり副作用、危険性などの情報も含めて、しっかりと伝える保護者説明会の実施を求めますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口につきましては、これまでも本市の保育所や幼稚園で、試行として実施されており、安全性は確保されていると考えておりますが、保護者の皆様に丁寧に説明するためにどのような方法がよいかも含め、校長会と

協議してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

今ここで保護者説明会を、希望があればとか、求められればという条件がついても構いませんけれども、実施しますということは、お話しいただけないのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

各学校からの求めがあれば、その状況に応じて対応していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

さて、もう一つの同意書です。同意書について、そのときには当然、説明責任がまたあるわけですが、セットで配布されるであろう実施要領とか説明書の中に、やはり、安全性、副作用等の説明を行う必要があると私は考えますが、例えば、使用する薬剤の使用説明書の写しをつけることも御検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今回、本市で使用するフッ化物洗口の薬剤は、安全性も考え、万が一、間違えて飲んでしまっても安全なものではありますが、不安に思っている保護者の方もいらっしゃると思いますので、フッ化物洗口の安全性などの説明のため、取扱説明書などの資料を保護者の方に配布して、安心して実施していきたいと考えております。

○佐々木委員

そこまできちんとしていただければ、安心感も広がるというふうに思います。

もう一つですが、教職員を対象にした勉強会というのも必須でしょう。実施要領のみではなく、これまで議論してきたような、今お話ししたような安全上の危惧、万が一の際の対処法、責任の所在など多岐にわたることがあります。さきのうずらの卵の誤飲事故は、大変、痛ましい事故が起きました。まさか学校給食を始めてから、このような事故が起きるという想定はしていなかった。そのようなことも起こり得るという状況の中で、やはり、対応を現場で実施する教職員の理解が本当に必要だと思いますので、そうした学習会の実行をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

先ほども申し上げましたが、今回の薬剤は誤飲しても安全な溶液を使用しておりますけれども、実際にフッ化物洗口を実施するに当たって、教職員の理解が進むような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

実際に学校で実施する際の流れを説明していただけますか。いつ、どこで、誰が、どのように、どれぐらい時間をかけて行くかみたいな話をしていただけると分かりやすいと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

保護者の方から同意を得た児童に対して、毎週1回、実施時間は朝または給食後、場所は各学級や水飲み場などで洗口時間は30秒から1分間、0.2%のフッ化物水溶液を10ミリリットル口に含み、下を向いた状態で口の中をゆすぎます。ゆすいだ洗口液は使用した使い捨ての紙コップの中に出して、口を拭いたティッシュとともに、ビニール袋に廃棄するという流れで実施いたします。

○佐々木委員

実施方法について、子供の安全性、それから環境汚染等につながらないことの徹底が必要になります。今説明していただいた中にもありましたので、例を挙げて、もう一度その辺のところの説明をしていただければと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

子供たちの安全性につきましては、あらかじめ希釈された0.2%の水溶液を使用することで、溶液の濃度が一定に保たれること、また、誤飲を防ぐために下を向いた状態で口をゆすぐことで安全性を確保できると考えております。

環境汚染につきましては、フッ化物は自然界に普遍的に分布している物質で、土壌や海水、食品などにもフッ化物が天然に含有されておりますので、0.2%濃度のフッ化物洗口液が環境汚染を招くことはありません。

○佐々木委員

もう一つ心配されるのは、洗口する、しないという子供が出てくる。その中で、子供が差別やいじめを受けることがないように十分配慮が必要だと考えますが、そうしたことの防止策の具体案があれば、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

仮にフッ化物洗口を希望しない児童がいる場合には、例えば洗口の時間帯に水で口をゆすがせるなど、学校事情に応じて必要な配慮を行いたいと考えております。

○佐々木委員

きっと担任の教員や養護の教員方の御苦労にその辺はよるのかとも思いますけれども、よろしく御配慮をお願いします。

今まで答えてきていただいた中でですけれども、もう少し基本的な話をしていただきたいと思います。フッ化物洗口の効果、それから妥当性、危険性について少し伺います。

フッ化物洗口の虫歯予防の効果について、先ほどから何度も説明を受けていますけれども、一方で、その効果を疑問視する研究データも存在していることは承知していますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口は齲蝕予防に効果があるということで、歯科医師会をはじめとする医療機関や国と道が推奨しておりますので、齲蝕予防に効率的な取組であるというふうに考えております。

○佐々木委員

疑問視するデータがあるかどうか承知しているかという質問でしたので、それについて、もう一度、御回答願います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

データに関しましては様々な御意見、意見書等も含めて、あるということをウェブ上で確認しております。

○佐々木委員

いろいろなデータがあるということが御存じの上でやるのであればということで、確認をさせていただきました。

そもそもフッ素化合物は非常に毒性の強い物質であり、WHOも1994年に6歳未満の子供へのフッ素洗口は強く禁止するという見解を出していますが、この点については御存じですか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

WHOの1994年の見解は、水道水にフッ化物を添加している国、地域では、6歳以下の子供へのフッ素洗口に対して注意喚起していることを承知しております。

日本では現在、水道水にフッ化物を添加している地域はありませんし、本市の水道局の水質調査においても、フッ化物の検出がないことを確認しております。

なお、平成23年、2011年の一般社団法人日本口腔衛生学会の見解によりますと、WHOのほか世界の150を超える医学・歯学・保健専門機関により適切に行われるフッ化物の虫歯予防法は、安全で最も有効な公衆衛生的方策であるということで合意されております。

○佐々木委員

そういうデータもある、先ほど聞いたように様々賛否両論のデータも出てきているという中で、こうしたことが行われるということになります。やはり、そうした両方の意見がある中で、小樽市の子供たちにこういうものを直接、使うということについては、私は心配でならないと思っております。

もう何点が質問させてください。どうしても実施ということになれば、実際に担当する教職員は、本当に子供た

ちに万が一のことがないように、先ほどからおっしゃっていただいているような諸注意や、本当に細心の準備等、そうしたことをやった上で臨むことになります。子供たちの健康観察もその後にあるでしょう。そういうことを昼休み等に行っていくということが、それがさらなる教職員の多忙化にも拍車をかけるということにはつながらないでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今回のフッ化物洗口の実施については、他の市町村で使用している薬剤を溶かすタイプではなく、安全性のある既に希釈された水溶液を使用することで、教職員の負担軽減を図っているというところです。

○佐々木委員

その部分では負担軽減されるけれども、それ以外にも様々な今までやってきていなかった部分が行われる。それから様々な心配をしなければならないということもあるということをお存じの上で教員方の負担を減らす、そうした取組はこれからも続けていただきたいというふうに思います。

そこで、これもどうしても確認しておかなければならないのですけれども、万が一、事故発生の際の責任の所在というのは、どこになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

これまでフッ化物洗口が導入されてから約50年が経過し、実施に伴う重大な事故は承知しておりますが、仮に過失があった状況で事故が発生した場合には、一時的にはフッ化物洗口の実施を担っている学校長に責任がありますが、最終的な責任は市教委が負うということになります。

○佐々木委員

もちろん、こんな事故が起こらないのが一番ですけれども、万が一の際に、例えば現場にいらっしゃる校長をはじめ、そここのところでは何か責任を負わなければならないことにはならないように御配慮をお願いしておきます。

次に、この件は、実施するしないにかかわらず、子供たちの歯の健康に関わるアンケートや調査みたいなものが必要ではないかなと私は考えます。やはり、本当に小樽市の子供たちに齲歯率が高い原因は何なのだということさえも、実際にはデータはないわけです。その高い理由がもっと違うところに、実は歯磨きや何かではないのかもしれないし、そういうこともきちんとしたデータがあった上で、例えば、認めたくはないですけれども、このフッ化物洗口を行った、その結果どうなった、1年後に齲歯率に変化はあったのかどうかということも含めて、きちんとした調査、経過をきちんとデータで残すことというのは、これからのところでそうしたアンケートの実施については、非常に大事になるかと思います。

また、それ以外にも小樽市で、このフッ化物洗口以外でも何か子供たちの歯の健康のためにできる対策等は検討されていることがあるのか、どうか伺います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今回のフッ化物洗口は、保護者の同意が得られた児童のみ実施するものであることから、アンケート調査は、健康管理を担っている学校へ実施することになるとと思いますが、新たな調査をすることとなると、教職員の負担が増すことから慎重に判断していきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ御質問のありました、歯と口腔の健康づくり推進事業として、フッ化物洗口と併せて学校での歯磨き指導など、小樽市医師会や保健所と連携して協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

教員方の負担増と言われると少し弱いですが、もし本当にこういうのをやるのであれば、私は長期的なそういうこと、ただやっておしまいではなくて、調査は必要だというふうに思います。

学校における集団フッ化物洗口には、指摘したとおり賛否両論があるのが現状です。アンケート調査等で、やはり客観的データを集めた上で、再度、実施の可否も判断すべきと、焦らないでほしいとお願いいたします。

◎防災対策について

次に、防災対策について伺います。

小樽市避難行動要支援者避難支援計画から何点か伺います。

最初に、個別避難計画に関わる部分でお聞きします。避難行動要支援者名簿の作成、更新についての進捗状況について、伺います。

○（総務）災害対策室北出主幹

避難行動要支援者名簿の作成、更新の進捗状況についてですが、名簿の作成に当たりましては、まず、避難行動に支援を要する方の把握が必要となりますので、関係部署からの情報では、令和6年3月時点で約3,200人の方がいる状況となっております。

また、情報の更新状況につきましては、対象となる方の最新の状態で管理する必要がありますので、これまでも原則として年1回以上の更新を行っているところであります。

○佐々木委員

その皆さんに情報提供に関する同意を得て、同意のあった者のみの情報を避難支援関係者に提供するものとするということで、実際にどの程度、同意を得られているのでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

避難支援等関係者に名簿提供の同意をいただいた方の状況につきましては、対象となる方、約3,200名のうち1,000名程度で33%程度となっております。

○佐々木委員

大体1,000人ということです。

そのうち、同意を得られた方から個別避難計画を作成するということですが、個別避難計画の作成の進捗状況についてお知らせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

個別避難計画の作成についてですが、令和5年1月下旬から5月上旬にかけて、警戒区域に居住の視覚障害者で障害者手帳1級、2級の第1種の交付を受けている方から優先的に作成し、まず10名を作成したところであります。

現在、警戒区域に居住の視覚障害者以外で障害者手帳の交付を受けている方の作成を進めており、現在、作成途中でまだ全てまとまっていませんけれども、24名分を作成したところであり、合計34名分の作成に至っております。

○佐々木委員

個別避難計画についてですが、役割から作成方法、また、実際の場面での使用方法について、概略説明をお願いします。

○（総務）災害対策室北出主幹

個別避難計画の役割につきましては、この計画を作成することで、居住地域の災害時の危険な範囲を平時の段階から把握いただいた上で、自宅からの避難場所や避難経路を確認できるため、災害時の避難の実効性が高まる手段になるものと考えております。

個別避難計画の作成方法は、避難行動要支援者名簿に登録の方のうち、現時点では土砂災害警戒区域などにお住まいの方を優先対象とし案内を送付し、計画作成の必要性を理解いただき、作成の同意をいただいた方について、市でその方と面会を行った上で作成しているところであります。

実際の場面での使用方法についてですが、実災害が起きた際には、本計画を下に情報伝達や避難支援、安否確認などの避難行動の支援に役立つことになるものと考えております。

○佐々木委員

実際に役に立つだろうというふうに思います。

その中で見ますと、安否確認や避難所までの避難を援助する人、避難支援等実施者という方を置いて、計画の名簿の中にも名前を載せることになっています。

それを見ると、できれば複数の方を置いてほしいということですが、これを読んだときに、確かに複数でなければ難しいことはたくさんあるだろうと思ったのですが、実際問題、複数の選定というのは難しい場合もあるのではないかと思います。実際にはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

避難行動要支援者避難支援計画では、避難支援等関係者は避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促すとともに、避難所までの避難を援助する避難支援等実施者を、可能な限り自宅近くから探し協力を求めるとしており、その際、避難支援等実施者も被災するおそれがあるため、1人ではなく複数の避難支援等実施者に努めると記載しているところであります。

しかし、さきに作成済みの視覚障害者10名の方の面接をいたしました。避難支援等実施者が2名以上いらっしゃる方は2割に当たる2名でしたので、複数の方を選定することは、なかなか難しいものと実感したところであります。

○佐々木委員

実際に何かあったときには支援することも大事ですが、まず、本人や自分の家族をとということも考えなければならぬという中で、非常に難しいとは思いました。

さらにお聞きしたいのは、避難支援等関係機関との連携協力体制についてなのですが、関係機関によっては、高齢化、人口減少等が原因で、本来の業務に支障が出てきているところもあるというふうに伺っています。そうした中で防災面の役割を、関係団体、関係機関が書いてあるような役割を果たしていくというのは、果たして可能なのかどうかということについての御見解をお聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

人口減少や高齢化が進む中、避難支援等関係者との連携、協力体制が防災面で役割を果たすことができるのかとの質問についてですが、今後は関係者において、人材確保の面からも避難支援に当たって大変難しい問題を抱えているものと認識しております。

とは申しませんが、大規模災害時には、能登半島地震などの例からも認識するように、公助の力だけではどうしても対応の限界がありますので、自助はもちろん、特に共助の役割が大変重要であると考えております。

このため、まずは避難行動要支援者が個別避難計画の作成をきっかけとして、自らの防災意識を高めていただくこと、民生・児童委員や自主防災組織などの避難支援等関係者が今後の人材不足を補えるよう、どのような体制であれば効率的な避難支援が可能となるか考えるきっかけづくりのため、継続的な意見交換を行いながら取組を検討していくことで、その役割を果たせるものではないかと考えております。

○佐々木委員

ぜひ、そういうところの役割をしっかりと市で支えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、個別避難計画に基づいて実際に避難訓練みたいなことは行われたりしているのでしょうか。まだ少ないので難しいところはあるのかもしれませんが、何かあれば、その内容について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室北出主幹

本市の個別避難計画に基づく避難訓練につきましては、現時点では作成数が非常に少ないため、実際には訓練には至っていない状況であります。

これまでの要支援者の訓練事例としましては、令和元年、桃内町内会において車椅子の使用や介助者を付き添って要支援者が避難させる訓練を実施しておりますので、今後、個別避難計画を基本に進める場合、作成済みの方の同意が必要であるなどの課題はありますが、これらの方を対象とした訓練に取り組んでいくことも必要ではないか

と考えております。

○佐々木委員

私は以前、高島地区の避難訓練に参加させていただいたことがあるのですが、車椅子の方を高島神社の上のところの坂に上げていくのに4人がかりで、ひもづけたりして車椅子に乗った方を上げました。それぐらいないと上がりませんでした。それぐらいのものは、やはり訓練をやってみて初めて分かるのかと思いますので、ぜひその辺のところも取り組んでいただければと思います。

次に、福祉避難所について伺います。福祉避難所の役割と本市での配置についてお願いします。

○（総務）災害対策室安藤主幹

まず、御質問の福祉避難所の役割につきましては、本市の地域防災計画の中で、専門性の高いサービスを必要とし、避難所での生活が困難な要配慮者のため、必要に応じて二次避難所を開設するとしておりますので、長期間に及ぶ一次避難所での生活で、特に高齢者や障害の方が疲労やストレス、持病の悪化をしないように、これらの方に対して、必要な時期から二次避難所での生活を送ってもらう施設であるというふうに考えております。

また、本市での配置につきましては、福祉避難所の開設等に関する協定を締結した社会福祉施設として、赤岩、オタモイ、天神、見晴町に各1か所、桜地区に2か所、朝里川温泉地区に3か所の、合計9か所となっております。

○佐々木委員

実際そのように9施設が各地にあるのですけれども、避難対象者の想定というのはされていますか。今言った現状の開設予定の9施設で足りるということなのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

避難対象者と現状の開設予定施設で足りるかにつきましては、北海道が想定する小樽市内の最大の被害をもたらす北海道留萌沖のマグニチュード7.8の地震が発生した場合、避難所内外の避難生活者の総数は約5,800人を想定しておりますが、一次避難所で生活する中で、福祉避難所への避難が必要と判断される要支援者がどの程度発生するかについては、災害の発生状況等によるところが大きいと考えておりますので、現時点においての明言は難しいものと考えております。

○佐々木委員

福祉避難所への避難方法について伺いますが、対象者は直接、福祉避難所に向かうことになるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市が想定する福祉避難所への避難方法につきましては、委員も御存じのことと思いますが、発災直後から、市として福祉避難所を開設するということは想定しておりません。

災害発生時における避難の流れについては、まず、市民の皆さんには近隣の指定緊急避難場所に避難していただき、その後、災害がある程度、収まった時点で、自宅や職場に戻れなくなった避難者の方を対象に当該地域内に一次避難所を開設することになりますので、まず、そちらに避難していただくことになります。

その後、一次避難所での避難生活に支障がある要支援者の方が確認された場合においては、状況に応じて、協定を結んだ9施設に受入れを調整の上、二次避難所としての福祉避難所の開設を依頼し、避難いただくことになるものと考えております。

○佐々木委員

福祉避難所への備蓄、それから、避難所運営担当者の配置や運営のための研修が事前に必要だと思いますけれども、準備関係、連携等についてはいかがなのでしょう。

○（総務）災害対策室安藤主幹

御質問の福祉避難所への備蓄や避難所運営担当者の配置、運営のための研修等の準備関係についてですが、福祉避難所は、災害発生時において、各施設の空きベッドなどを活用して数名程度ごとの要支援者を受け入れていただ

くというもので、既存の施設や寝具、食事等の利用を想定しているため、現時点において福祉避難所に市が用意した備蓄品を備えているという状況にはございません。

また、避難所の運営担当者の配置、研修についても現時点では準備を進められておりませんが、今後、能登半島地震の教訓も踏まえ、対応を考えておく必要があるものというふうに認識しております。

○佐々木委員

そうなのです、能登半島地震で甚大な被害を受けた地域での福祉避難所のことがいろいろ報道されていたので、こうやって質問させていただいているのですが、それによると、向こうでは障害者や高齢者を受け入れる福祉避難所の立ち上げは難航したと聞きます。石川県輪島市では、高齢者施設など26か所と協定を結び、各福祉避難所を開設する計画だったのだが、大半が被災して稼働できないという状況にあるということでした。

そうした実情が聞こえてくる中で、やはり、本市の福祉避難所の対応について、そうしたことを教訓にして今後、改善、検討していく点があれば御見解をお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の福祉避難所の対応に関する改善、検討につきましては、まず、既に協定を締結している福祉避難所の施設管理者と二次避難所の在り方について意見交換を行っていくほか、新たに協定を締結いただける施設がないか、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、道内の他の地域で大規模災害が発生した場合には、本市の協定施設が、他自治体の避難者を受け入れる可能性も想定されますので、連携の強化といった視点で、施設の拡大が今後、必要ではないかというふうに考えております。

○佐々木委員

そうした場合、逆にこちらが受入先になるということも想定されるということで、そうしたことも含めて、いろいろな準備をよろしく願いたいと思います。

◎防災行政無線について

次に、防災行政無線についてお聞きます。

本市においても海岸線に沿って38か所に設置をされている無線です。スピーカーが並んでおります。このたびの能登半島地震では、被害の大きかった石川県珠洲市など5市町で、同じような屋外スピーカーの多くが、やはり停電が長期にわたったために非常用のバッテリーが切れて使用できなくなったということだそうです。

震災等では、発災後に連続して余震が続いて、津波が何度か起きる可能性もあるという中で、情報伝達というのは非常に大事なことになると思いますが、そうした中で本市の防災行政無線のスピーカーシステムの電源については、どのような方式になっていますか。具体的には、非常用バッテリーの装備、容量、また、停電時にどれほど使用できるのかという辺りについてお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の防災行政無線のスピーカーシステムの電源についてですが、通常時は電力会社からの給電により施設を稼働しておりますが、停電時は装備している非常用のバッテリーでの稼働となり、同器材の仕様書からは、満充電の状態で1時間に5分、55分を待ち受けというのを繰り返した場合、72時間以上は持続可能な容量となっております。

○佐々木委員

バッテリー切れで、こうしたような非常時に使用できなくなったときの市の対応というのは検討されているのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

バッテリー切れで使用できなくなったときの対応ですが、まず、本市の防災行政無線については、同無線を整備し、施設に精通した業者と年間の点検契約を結んでおり、この契約に基づき、毎年バッテリー等の劣化についても

点検を行っておりますので、仮に劣化が進み停電時に機能しないと判断された場合は、交換等の処置を行うこととなります。

また、小樽市内に大規模災害が発生し、72時間以上停電が継続して一部の機材のバッテリー切れ等の不調が災害対策室に設置されている防災行政無線用のモニターで判明した場合、契約業者により機材不調の原因を究明した上で、部品交換や再充電など必要な措置を行うこととなると考えております。

○佐々木委員

今回の震災を教訓に、やはり、継続した情報伝達というのは非常に重要になると思います。事前の準備、検討について、これ以外のところについてもお願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

自民党に移します。

○松岩委員

◎地方自治法の附属機関について

まず、地方自治法上の附属機関について質問いたします。

こちらは私が会派代表質問で質問した内容でございますが、まず本市には、附属機関の数は53の審議会等があるとのことです。それで、地方自治法では、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査や諮問、調査などのための機関を置くことができるとされております。そのため、それぞれの執行機関において、職員以外の者が構成員として参加する審議会等に諮問し、答申を受ける必要がある場合などに条例を制定し、設置することになりますという答弁をいただいております。

初めに、設置基準について、審議会等に諮問し、答申を受ける必要があると判断する基準について、設置の必要性などをどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

審査の設置基準ということでございますが、市の事務事業を進めるに当たりまして、市の内部だけではなく、学識経験者、あるいは民間の方などの御意見を伺ったほうが望ましいと考えられるものにつきまして、審議会等が設置されるというふうを考えてございます。

○松岩委員

法律や条例に基づかない、例えば新総合体育館の設置の検討委員会のような附属機関に準ずる機関もあるということなのですが、これについてはどのぐらいの数があるのか、もし分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

要綱等に基づいて設置しております附属機関に準ずる機関の数といたしましては、市全体で38となります。

○松岩委員

そうしますと、附属機関と附属機関に準ずる機関と合わせて91あるということになります。

一つ目に質問した、法や条例に基づく地方自治法上における附属機関と、法律や条例に基づかない附属機関に準ずる機関の設置基準についての違いは何なのでしょう。

○（総務）総務課長

条例に基づくもの、それから基づかないものとの違いということでございますが、明確な基準というものではないんですが、学識経験者、あるいは民間の方など、いわゆる外部の方から御意見を伺うに当たりまして、正式な諮問、答申という形を取るのであれば、条例で附属機関として設置をすると。あくまでも参考意見といったような形で御意見をいただくということであれば、要綱等で準ずる機関を設置しているといった経過ではないかと考えてございます。

○松岩委員

念のため確認しますが、法律上とか条例上は違うのかもしれないけれども、小樽市の実際の運用としては、地方自治法上の附属機関か、もしくはそれに基づかない準ずる機関であるかということの違いは、運用上はあまり差がないという理解でよろしいのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

外部の方からの御意見を伺うに当たって合議体といいますか、委員会形式という形を取るのであれば、やはり、地方自治法に基づく附属機関を設置するのが基本であると考えておりますけれども、最近の地方自治法の解説を見ますと、要綱等に基づき設置される、いわゆる準ずる機関については、附属機関ではないので報酬は支給できないけれども、設置自体は可能であり、謝礼として報償費の支給は可能である旨が示されているところでありますので、必ずしも条例設置でなければならないとは言えないと考えております。

違いとしては、先ほど触れましたように、報酬として支払えるのか、報償費として支払うのかによって金額の多寡が変わってくるという側面はあるところでございます。

○松岩委員

例えば、私の代表質問の中で、小樽市総合計画審議会を例に挙げ、もう一つが、新総合体育館整備検討委員会を例に挙げました。

今のお話だと、総合計画審議会も、新総合体育館整備検討委員会も、両方とも学識経験者が入っているかと思えます。なぜ、例えば総合計画審議会は条例上の審議会にしていって、新総合体育館整備検討委員会は附属機関でよかったのか、どちらがいいとか悪いとかいうことを言いたいのではなくて、なぜそういう差が設けられたのかと。今の答弁だけを聞いていると、そこに報償費かどうかとか、費用が出せるかどうかという違い以外に差が見つけられなかったんで、お答えできればお聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

今ほどの御質問でございますが、先ほども申し上げましたけれども、諮問、答申といったような形を取るのであれば、基本的には条例で設置する附属機関とすべきというものでございますし、参考意見ということでしたら、そういったようなものであれば、要綱等に基づく委員会というようなものが基本の考え方というふうに思っております。

全てのものをそれぞれ担当の部局、あるいはそこで設置しているところの歴史的な経過もございますので、一概に言えるものではございませんが、基本的な考え方としては、そのような違いということで取扱いをしているというふうに認識してございます。

○松岩委員

次に、職員のみで構成される庁内会議というのが議会議論でもよくあると思います。課長だけで構成した会議の中で議論してとか、関係部長で構成した庁内会議でとか、いわゆる庁内会議等のように内部で議論されて結論が出されるものと、このような附属機関や附属機関に準ずるような機関などのように外部の市民だとか有識者を入れて議論していくものとの違いというのは何なのでしょうか。

○（総務）総務課長

違いということですが、先ほども触れましたが、市の内部で結論を出すべき正確なもの、それから外部の方の御意見をいただいた上で結論を出すべきものといった会議の性格の違いがあるかと考えてございます。

○松岩委員

答申の附属機関、もしくは準ずる機関でも出されるかもしれませんが、答申が出されたときの答申の法的拘束力について伺います。

○（総務）浅井主幹

審議会等の答申には、市長や教育委員会など、諮問した執行機関の判断を拘束するような法的拘束力はありませんが、執行機関が判断するに当たって、当然、尊重すべきものであると認識しております。

○松岩委員

過去の判例でも、必ずしもこの答申には法的拘束力はないのだということは分かっているところでありましたので、確認で伺いました。

それから、費用について、代表質問の本答弁で、附属機関の運営に要する費用として、委員報酬としましては約2,400万円というふうに答弁がありましたが、その主な内訳について伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

委員報酬の主な内訳ということですが、一番大きなものとしたしましては、介護認定審査会が全体2,400万円のうち約1,600万円となります。続きまして、障害者給付認定審査会が170万円ほどとなりまして、その他としたしましては650万円ほどという金額の内訳となります。

○松岩委員

約2,400万円を単純に割り返すと、一つ一つの会議体が高くついているのではないかという印象があったのですが、蓋を開けてみると、介護認定審査会がほぼ毎日のように開催されているものと伺っておりますので、それで大幅にかかっているということが分かりました。

それで、私の本質問の趣旨は、議論の経過が市民に分かるほうが望ましいのではないかとというのがまず一つありました。

小樽市の場合は、例えば、総合計画審議会ではどんな議論が開催されているとか、新総合体育館整備検討委員会ではどんな議論が行われているというのは、個別にホームページを探っていくと出てくる場合はあるのですが、それが一覧のような状況にはなっていないので、なかなか市民には分かりにくい状況になっているのかと。

ただ、公開している内容や整理の仕方には、審議会ごとにいろいろな違いもあると思いますので、まずは各附属機関の状況について、現状の把握をしたいという答弁をいただいておりますが、全ての過去の議論などの経過なども一斉に公開するというのは、ホームページに公開するという手間だけを考えても、なかなか大変な時間や労力がかかるものだと思いますので、まずは今ある審議会の数や名称だとか、公開できるものから順次、分かりやすい形で公開できるようにされるほうが望ましいのではないかと思いますので、見解を伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

御質問にもございましたように、名称の一覧、そういったような全体が見られるようなものなど、まずはできることから公開してまいりたいというふうに考えております。

○松岩委員

それから、札幌市だとか江別市の近隣都市では、できる限り審議会がホームページ上で一覧になって、その一覧の中からクリックしていくと、その当該審議会の過去の議論の経過だとかが深く分かるという状況になっているのです。

そういったように全てを一覧で開示していくことを、今後、小樽市がもしやっていくとすれば、考えられる課題についても伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

本会議の答弁でも申し上げたところですが、それぞれの審議会や委員会の中で、整理の仕方、あるいは公開している内容などに違いがあるという状況でございますので、まずは現状の把握を行った上で、それらの違い、その上でどのようにそれらを整理していくかということが、当面の課題というふうに考えております。

○松岩委員

そちらについては、引き続き課題の精査をしていただきたいと思うところであります。

次に、審議会の人選について、愛知県豊川市のガイドラインを私は代表質問の例に挙げましたが、小樽市の場合は統一の基準がないと。各審議会に人選を任されているとなると、重複した人選だとか、同じ方が長く務めてしまうというような弊害が起きます。

例えば、商工会議所の代表者に対しての充て職という仮に役職だったとすると、商工会議所の会頭がいろいろな場面で出てしまうだとか、それが悪いと言っているのではなくて、そういうような重複した人選が起きてしまうということだったり、やはり、過去に出られたことのある方が、過去の経験もあるからということで長く務めることによって、長く務めるからということのメリットもあるのでしょうかけれども、弊害も起きる可能性もあると。その辺りを考慮して、豊川市ではガイドラインを作成されています。

本市でガイドラインをつくるか、つくらないかというのは今後の検討になると思うのですが、今の審議会の状況を踏まえて、何かしらの検討というのはすべきではないかと思いますが、まず、できる部分からの見解を伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

市としての統一的な基準というのはないと、先日の本会議の中でも、女性の登用率の向上以外には基準がないというのが現状でございます。

それぞれ様々な審議会の設置目的がある中で、現在に至っているというところがございまして、先ほど御質問の中で、例えば重複した方がいらっしゃること、それから同じ方が長く務めていることが弊害といったような御指摘もございましたが、我々としたしましては、一般的な話として、若い方が登用されるですとか、女性の方が登用されるといった必要性についてといったようなものはございしますが、それぞれの団体から推薦をいただく中で、その団体としてこの方に行っていただきたいということがあれば、受ける我々としたしましても、それを、例えば拒むといったようなお話もならないといったような、経過、現状というのがございまして、今後どういったような基準を設けることができるか、ガイドライン策定の必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

大切なことなので繰り返しますが、重複した人が人選されるとか、同じ方が長く務めることが悪いと言っているわけではないので、それはそれで別にその審議会が必要であれば構わないと思います。ただ、一方で、豊川市の場合は、例えば団体の方に人選をお願いする場合は、ほかの審議会では、例えば、この方がなっています、この方がなっています、この方がなっていますので、なので、あなたの団体では、できればこの3人以外の方を推薦していただきたいというような出し方をしたりというのもありますので、小樽市の審議会の人選の中で、何が適切かということを検討していただければと思います。

次に、若者の積極的な選任という点なのですけれども、審議会なのか審議会に準附属機関に準ずる機関なのかというのは少しあれですけれども、私もいろいろなそういう会に参加していると、やはり、なかなか若い方が参加しているのを見るのがほとんどなかったように思います。

若い方を積極的に選任すべきという考え方については、代表質問の答弁でも御理解いただけているというふうに考えられるのですが、若い人に限らず、審議会というのは大体、平日の日中に開催されることがほとんどで、学業や仕事をされている方は、なかなか物理的に参加できないという状況があります。

オンラインで参加することは、法律だとか条例上可能なのかを確認したいと思います。

○（総務）浅井主幹

オンライン参加の是非につきましては、各審議会の運営上の取決めによることになると思いますが、意見交換や質疑応答、採決などに支障がない環境が整うのであれば、法令や条例上にオンライン参加を禁止する旨の規定はありませんので、可能であると考えております。

○松岩委員

審議会を最初から最後まで一貫して全てオンラインで開催するということは法律上可能かどうか、分かればお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

先ほど申し上げたとおり、意見交換とか質疑応答、採決が滞りなくできるということであれば可能かと思います。

議会とかだと、本会議では、あくまでも出席は議場に來なければいけないといったこともありますけれども、基本的には、そういったやり取りがきちんとできるということであれば、可能ではないかと考えております。

○松岩委員

そうすると、例えば、小樽市に住んでいないけれども、小樽市にゆかりのある方の参加とか、より専門的な、例えば学識経験者というどうしても小樽商科大学の教員に偏ってしまう、これも悪いと言っているのではないのです。地元で大学がある以上、それはいいことなのですけれども、もっとより専門的な他の地域の大学の教員を呼ぶこともできる選択肢が広がるということを言っているのであって、駄目だと言っているわけではないのです、そういうことも可能になるのかということで確認しました。

それから、まちづくりエントリー制度という制度がございます。これは無作為に抽出した市民から同意を得て登録して、何かこういう審議会等があったときに、その方々に連絡して参加しませんかという制度なのです。理論上は物すごく理に適った制度だと私は思っているのですが、ただ、なかなか無作為に抽出した市民が必ずしもまちづくりというのに前向きな方でなかったりとか、先ほどから言っているように仕事や学業があって参加できないというようなことがあると、なかなか思ったように、理論上すばらしい制度の運用が難しいのではないかというふうに考えられます。

現在の市民の登録状況について、例えば年代、性別といった状況について、可能な範囲でお答えいただければと思います。

○（総務）企画政策室藤本主幹

エントリー制度の登録状況についてですが、現在150名の方に登録をいただいております。

年代性別の内訳につきましてはですけれども、20歳代は、男性3名、女性2名、計5名。30歳代は、男性3名、女性6名、計9名。40歳代は、男性8名、女性10名、計18名。50歳代は、男性11名、女性13名、計24名。60歳代は、男性22名、女性19名、計41名。70歳代は、男性24名、女性19名、計43名。80歳代は、男性8名、女性2名、計10名でございます。

○松岩委員

分かればいいのですけれども、そもそもの無作為に抽出している分母の数をお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室藤本主幹

少し数字は正確ではありませんけれども、18歳以上の市民の方を抽出しておりますので、当時の人口から18歳以下の方を除いた方のうちから2,000名を抽出してございます。

○松岩委員

18歳以上の2,000名から無作為抽出して、結局、今、登録になっている方というのは、全世代と性別を合わせて何人になっているのですか。

○（総務）企画政策室藤本主幹

全部で150名の方に登録いただいております。

○松岩委員

こればかりはどうしても無作為に抽出したうちの登録していいよという方の数だから、なかなかこれを増やすのも大変かと思うのです。

この制度に限らず、総合計画審議会では、若い人の意見をできるだけ入れたほうがいいよねということで、個別に審議会の委員の方々のつながりだとかで、まちづくりとかに興味・関心がある方を個別にお声がけして、意見を聴取するという機会をつくったりというふうにしていましたので、何かしらそういう形でこれからを担っていく若い世代の意見がしっかりと反映されるような審議会の運営が望ましいと私は思っていますので、今後ガイドラインをつくるかつくらないかとかという件も検討していただけたと思いますので、一旦は様子を見守りたいと思います。

◎教育について

次に、教育について。

まず一つ目が、学習用デジタル教科書を導入されるということなのですが、デジタルドリルについて、教育委員からも導入してはどうかという意見があったという話を伺っているのです。

まず、デジタルドリルの説明と導入に向けた検討状況について、伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

デジタルドリルは、1人1台端末を活用して、事業支援はもとより、家庭学習習慣を定着させ、児童・生徒の学力向上を目指すドリルであります。授業での一斉学習のほか、家庭学習での予習・復習や補充学習など、児童・生徒一人一人の学習状況や理解度に合わせて活用することができます。

デジタルドリルの導入には多額の費用がかかることから、今後、検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

もし分かれば、費用感というのが大体どのぐらいかかろうなのか、例えばの範囲でも大丈夫なのでお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

デジタルドリルにつきましては、いろいろな会社がデジタルドリルを作成しており、価格も会社によって様々となっております。

○松岩委員

いわゆる普通の学習用の、今までよかった紙のドリルを導入するというのも、各学校の判断でその教材を使うかわからないかというのがあったと思いますけれども、デジタルドリルを導入するか導入しないかも、基本的には各学校の判断でやるのか、それとも教育委員会で一括にやっていくのか、その辺りは、もし今後やっていくとなれば、どのような話になるのか、分かればお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

現時点では、各学校で導入している学校もあるということは聞いております。

○松岩委員

恐らく、教育委員からの意見というのは市全体で教育委員会が音頭を取って、デジタルドリルを導入していったほうがいいのではないかというような趣旨の話だったと思うのですが、これについては教育効果との兼ね合いもありますし、実際に学校の教員が使っていく中で、ドリルも結構、学校によって、同じ小樽市でも、隣の学校で全然違うドリルを導入しているというような話もあると伺っていますので、一概に、今、ここで何かを導入すべきだというふうなことを言うつもりはないのですけれども、そういう意見が、教育委員会からも上がっているということでしたので伺いました。

次に、代表質問でも取り上げたのですが、適正な指導主事の職員配置について、学校の教員から教育委員会に来ていただいている職員のことですけれども、これまで業務量と職員数を検証し、平成27年度と令和元年度にそれぞれ1名を増やしたということなのですけれども、具体的にこれはどのような検証を行って、こういうような結果になってきているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

指導主事に限った話ではございませんけれども、教育部内の職員配置につきましては、各課から業務量などを含めた状況についてヒアリングを行っておりまして、こういった検証を行っております。

○松岩委員

少し具体的な答弁でなかったのですけれども、一応、確認ですが、毎年、行っていて、たまたま増えたのが平成27年度と令和元年度だったということなのですか。

○（教育）教育総務課長

おっしゃるとおり、毎年度行っておりますので、増員した年というのは決まった年限ということでやっているわけではございません。

○松岩委員

偶然かもしれないのですけれども、たまたま4年ごとに1人ずつ増えているという計算ですと、今年度がちょうど4年を経過したタイミングになりますが、今回は増えていないということなのです。

それで、他都市と比較しても少ない人数ではないということなのですが、これは何をどう比較したのか、単に人口と職員数なのか、その辺がよく分からなかったのが具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）教育総務課長

他都市との比較ということですが、指導主事につきましては、正規職員で指導主事に配置されている人数というのはある程度把握しております。また、その実態の規模も把握しておりますし、児童・生徒数というものもそれぞれ出ておりますので、そういった部分を総合的に比較しているということでございます。

○松岩委員

これも本当にどれだけの業務量があるのかとか、どれだけの職員数が適正なのかというのは、正直、私の立場では全く何が正しいのかというのが分かりません。

なので、現場で働かれている指導主事の皆さんだったり、学校現場の教員方との話合いで、実際の業務量とか適切な職員数というのが出ていくのかと。だから、単純に1人増やせばいいのだ、2人増やせばいいのだという話でもないでしょうし、その辺はなかなか言いにくいところではあるのですが、ただ、私が見ている限りでは、指導主事の職員の業務量というのは非常に多そうだなと。また、近年、やはりコロナ禍も明けて学校生活が通常に戻ってくると、いろいろな学校でのトラブルだとか、にぎやかな学校が増えていったりということで、現場の教員方の対応というのも本当に増えていって、その中で教育委員会が担う役割というのも増えていくと、人数が適正なのかというのは少し疑問に思ったところなので質問いたしました。

毎年、検証を行っているということなので、引き続き適切な職員の配置について検討を重ねていただきたいと思います。

います。

◎小樽市新総合体育館基本計画について

次に、今日の報告にあった新総合体育館の基本計画についてでございます。

まず、令和6年1月18日、小樽市新総合体育館基本計画（案）についての市民説明会の質疑応答がありましたということで報告がありましたが、この点で何点か確認いたしたいと思います。

まず、質疑の内容の中から、新総合体育館で大規模な大会を開催する際、コート数が不足しないかという問いに対して、教育委員会の回答が、アリーナの規模は各競技団体にヒアリングを行い、メインアリーナ、サブアリーナの両方を使用することで想定する大会が開催できるように調整しているというふうに回答されております。

これは、各競技団体が現在の両方使用するという計画で、基本的には満足に大会が開催できるというヒアリングで回答が得られているのであれば成り立つのですけれども、各競技団体が現在の総合体育館の基本計画のレイアウト等で、そのように回答されているのかを確認したいと思います。

○（教育）近藤主幹

アリーナの規模につきましては、小樽市新総合体育館基本構想策定時に各団体とヒアリングを行ってございます。この際、全ての団体がこの規模で十分であるといった回答ではございませんが、大会を行っていくに当たっては、この規模で可能であるといった了解をいただいております、こうした内容については基本構想にも記載してございます。

○松岩委員

全ての団体が納得しているわけではないけれども、全ての団体が満足に大会を開催できると言ったということですか。いまいちよく私が理解できなかったかもしれないので、もう一度お答えいただけますか。

○（教育）近藤主幹

この規模で全ての団体が、これで十分であると、満足であるというわけではないのですけれども、この規模でも大会はやっていくことができるということで、了解を得たということでございます。

○松岩委員

恐らく十分ではないけれども、足りないこともないということだと思います。

それから、プールについて、6レーンと記載があるが、6レーンでは管内の大会しか実施できず、同レベルの大会は開催できないという問いに対して、敷地的な制約と人口減少を理由に挙げております。

これも6レーンであることに、各競技団体は納得されているのかを改めて確認したいと思います。

○（教育）近藤主幹

水泳について、プールの規模につきましては、小樽市水泳協会と調整しまして、6レーンで進めることで了解をいただいております。

○松岩委員

パブリックコメント11から16はプールに関連した予算ですけれども、整備に賛成する意見と反対する意見が寄せられていますが、それに対する市の見解が統一した展開になっておりますが、真逆の質問に対して回答が同じである理由をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

プールに賛成する意見、それから反対する意見、双方に同じお答えになっているということですが、市教委としましては、賛成・反対、双方の意見の方に申し上げたいのは、本市にとってプールの整備といいますのは、今ここの基本計画で決まったことではなくて、これは平成19年の市民プールの廃止以降、ずっと市民の皆様にお約束してきた事案であるということを申し上げたいということなのです。こうした考えから、今回、双方の方に対して同じ答えとなつてございます。

○松岩委員

私は今、なかなか理解に苦しみました。

建設費について、現時点で上限を設けることは難しいということだったのですが、当初からの計画から大幅に予算が増えていって、これからさらに増えていく可能性が高いということになると、賛成している方、待ち望んでいる方にもなかなかそんなに上がるのだったらというところで、なかなか計画の理解がだんだん得られなくなってしまうのではないかと私は心配しています。

市民に対してこれからも理解を求めていくということなのですが、どのように理解を求めていくつもりか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

確におっしゃるとおり、今、物価の高騰により、事業費の高騰というのは非常に心配されることなのですが、まず本事業を推進する上では、今、国庫補助、財源をより具体的な内容を検討しまして、まず市の実質負担を極力抑えるような努力しているところでございます。

市民の皆様には、こうした状況について、今後、情報提供しながら、理解を求めていきたいというふうに考えてございます。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎議案第42号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について

初めに、議案第42号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案ですが、先ほど冒頭に報告もいただきましたけれども、改めて、今回改正となる点の概要をお聞かせいただけますか。

○（消防）予防課長

本条例案の概要についてですが、国は脱炭素社会の実現を目指し、CO₂の吸収源対策として、建築分野での木材利用を促進する観点から建築基準法の一部が改正され、建築物の主要構造部であります壁、柱、床、梁、屋根及び階段のうち、耐火構造とすべき部分を特定主要構造部と位置づけ、それ以外の主要構造部について木造とすることが可能となりました。

これに伴い、消防法施行令で定める消防用設備等の設置基準が、従来では、主要構造部の全てを耐火構造とすれば消防用設備等の設置基準面積が緩和されておりましたが、建築基準法の改正と整合性を図るため、特定主要構造物のみを耐火構造等とすることで消防設備等の設置基準面積が緩和されるよう改正されましたことから、本条例で付加している消防設備等の設置基準についても、特定主要構造部のみ耐火構造等とすることで、消防用設備等の設置基準面積が緩和されるよう改正するものであります。

○松井委員

建築基準法が変わったということで、脱炭素社会のためといいますと、何かいい方向にやはり変わる気がしてしまっているのですが、今まで耐火構造が求められていた主要構造部が、特定主要構造部のみが耐火構造としていれ

ばいいということになれば、防火の観点から言ってどうなのでしょう。

○（消防）予防課長

今回の条例改正に当たりまして、防火上支障はないのかとのことですが、総務省消防庁では、建築基準法の改正を受けて、予防行政のあり方に関する検討会において、消防設備等の技術基準に関して、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の消防用設備等の建設基準を緩和することについて、有識者等の意見を聞きながら検討を進めた結果、火災時の損傷によって建物全体への倒壊、延焼に影響がない主要構造部については、耐火構造等とすることを不要として支障がないと判断したことから、建築基準法との整合を図り、消防法施行令を改正しておりますので、本条例の改正にあっても、防火上支障はないものと考えております。

○松井委員

支障がないものと考えてということで、分かりました。

◎新総合体育館について

次に、新総合体育館についてです。

今回、我が党の小貫議員が代表質問で、新総合体育館のプール室について質問しました。

1月に開催された新総合体育館の説明会で、公認プールになるのだから全道大会などが開けるプールにしてほしいと利用者の方から要望が上がったが、小樽市教育委員会は短水路での公式の全道レベルの大会は開けないものと見解だと承知しているが、全道大会は公認大会も含め、開かれる可能性があるのではないかと。あるのであれば、教育委員会として積極的に誘致に取り組むべきではないか。ないのであれば、どのようにすれば大会が開けるか、対策を取るべきではないかというふうに小貫議員が質問しています。

この質問に対して、教育長は何と答弁していますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

本会議での答弁を読みますが、「現在、北海道内においては、様々な種類の全道規模の大会が開催されており、そうした大会の中には、短水路である新総合体育館のプール室で開催することが可能と思われる大会もあります。また、大会を公認する北海道水泳連盟では、現計画による公認プールが開設された際には、大会等の誘致について協力したいとの御意見をいただいております。」

以上のとおり答弁してございます。

○松井委員

それに続いて、こうしたことから、教育委員会といたしましては、北海道水泳連盟及び小樽水泳協会等の関係者と連携し、新総合体育館のプール室での大会等の誘致について、積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますということも御答弁されていました。

この全道大会の件で、いろいろ確認をさせていただきたいと思うのです。

私が昨年の第3回定例会総務常任委員会で質問した際に、全道大会は基本的に50メートルプールが前提で、かつレーン数は規定で8レーン以上必要になるというふうに説明を受けたと記憶しています。

確認ですけれども、25メートル短水路で全道大会を開催することは可能でしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、全道大会というものには、北海道水泳連盟が主催する公式大会と、同連盟が公認して違う団体が実施する公認大会、公式大会と公認大会というものがございます。

以前の委員会の議論では、小教委としましては全道大会を連盟が主催する公式大会というふうに捉えまして、そのような答弁をしたものでございます。

ただ、連盟以外が行う様々な公認大会、広義な言葉で全道大会というふうに捉えれば、開催可能な大会はあるというふうに考えてございます。

○松井委員

公認大会ということで、全道レベルでは可能だということです。

レーン数についてはどうでしょうか。

○（教育）近藤主幹

レーン数につきましては、本当にこれは大会の規模によることになると思うのですが、先ほど言いました北海道水泳連盟が主催する公式大会以外の広義の意味の大会であれば、ほとんどの大会についてレーンに関する規定はないものと思われますので、公認プールの要件である6レーン以上あればよいのではないかというふうに考えます。

○松井委員

25メートルプールで6レーン以上であれば、全道大会の開催が可能であるというふうに認識できました。

教育長も、北海道水泳連盟及び小樽水泳協会等の関係者と連携し、大会等の誘致について積極的に働きかけていきたいというふうにおっしゃっています。

新総合体育館で全道大会などが開催されるのは、本市にとってメリットがあるとお考えになりますか。

○（教育）近藤主幹

市教委としましては、スポーツの振興は大きな役割でございまして、市内の水泳競技の技術向上、それから競技人口の底上のためにも、公認大会が市内で開催されるということは非常に重要であると考えてございます。

○松井委員

私もメリットは大きいのではないかと考えています。

小樽市で大きな大会を開くことができるというのは、やはり、市民としても誇らしいことですし、後志のスポーツ振興を進める上でも重要な存在になると思います。北海道水泳連盟からも、全道各地から多くの選手が集い、家族や関係者が応援に駆けつけることで、経済的効果も期待できるというふうに期待が寄せられていました。

ところで、全道に公認プールは幾つありますか。

○（教育）近藤主幹

北海道水泳連盟のホームページを確認したところ、現時点で21の施設があることになってございます。

○松井委員

そのうち6レーンのプールは幾つありますか。

○（教育）近藤主幹

まず6レーンのプールは、釧路市に一つございました。それから、これもホームページで調べた内容なのですが、札幌市の平岸プールは二つのプール室を持っているのですが、この二つの公認プールのうちの一つが25メートルで6レーンとなってございました。

○松井委員

平岸プールは複数のプール室がありますので、実質的に6レーンのプールというのは、21か所のうち釧路市の1か所だというふうに思います。あとは7レーン以上ということで、やはり、かつてあった旧小樽市室内水泳プールも7レーンありました。ところが新総合体育館のプールは6レーンということになっています。

全道大会を開催することを考えると、やはり6レーンでは少ないというふうには思いませんか。

○（教育）近藤主幹

こちらら全道大会の規模によると思うのですが、今回、北海道水泳連盟など幾つかの団体にレーン数についてのヒアリングを行ったのですが、基本的には6レーンと7レーンでは大会開催に関して何ら差はないということでした。

○松井委員

差がないということでした。これは後でまたお聞きしたいと思います。

ところで1月18日の新総合体育館の説明会で、参加者の方から、6レーンだと全道規模の大会はできないし宿泊客も来ないと、せっかく公認プールになるのだから何とか工夫して全道大会を開ける規模、7レーンにしてほしいという要望が上がりました。私も、もっともな要望ではないかと思うのですが、それに対して市側から参加者の方に、大会を実際に開催できるのですかというような問いかけがあったのです。

あれは、不適切だと思いましたけれども、意図はどういうことだったのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

説明会での発言についてなのですが、大会の誘致というのは市教委だけでできるものではなくて、実際には小樽市水泳協会の協力をなくして実現することはできないのです。

説明会では、全道大会の開催を希望する意見を述べた方を、我々では水泳協会関係者というふうに少し勘違いしまして、そのような実際に協会として開催できるのですかみたいな発言となっていました。そこは行き違いがあったということでございます。

○松井委員

勘違いがあったということでした。

現在、後志には公認プールがありません。新総合体育館プールを公認プールにすることにした理由の一つとして、後志管内の水泳団体からも大きな期待が寄せられているということも挙げられていました。

ところで今、俱知安町でも、町営プール建て替えの計画があります。ここは非公認プールとなっていますけれども、7レーン以上で考えられているようです。このことは御存じですか。

○（教育）近藤主幹

担当者とも連絡等を取っており、7レーンであることは存じております。

○松井委員

俱知安町のプールが何年に完成予定なのかは分かりますか。

○（教育）近藤主幹

公表されている俱知安町営プール絵本館複合拠点施設整備基本計画によりますと、令和8年度の完成を目指していると思われます。

○松井委員

8年度の完成を予定ということで、新総合体育館の前に完成することになります。

小樽市より人口の少ない俱知安町が7レーン以上なのに、その後に新設される小樽市のプールは、北海道で一番小さい6レーンというのでは、市民ががっかりするのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○（教育）近藤主幹

俱知安町は7レーンですが非公認プールということになっていて、小樽市は1レーン少ない6レーンでありますけれども、こちらは公認大会ができる公認プールということで、それぞれのプールで性質が異なっております。

これは、施設建設には、そのまちの考え方がございまして、単純に人口で比較はできないものと考えてございます。

○松井委員

それぞれ自治体の考え方と今おっしゃいましたが、先ほど6レーンと7レーンではあまり違いがないというふうにおっしゃいました。レーンが少ないと時間がかかると、大きな大会なら一日で終わらないという話も聞きました。時間がかかって一日で終わらないということがもしあるのであれば、それなら大会を誘致するのは、やはり難しくなるのではないかと、これを危惧します。だから、ほとんどの公認プールが7レーン以上ということになっているのではないのでしょうか。7レーン以上にする意味というのは、やはりあると思うのです。

1月の説明会でも、パブリックコメントでも、7レーンにして、大会で多くの人が小樽市に来てくれることを期

待する声が多数あります。どうせ人口が減るのだから、6レーンでいいでしょうという姿勢は、やはり市民に失礼だと思うのです。

市としても、今、人口が減らないように頑張っているわけですから、せっかく造るなら後悔しないもの、中途半端なものではなくて、経済効果につながるように大会をしっかり誘致するものでないともったいないというふうには思いませんか。

○（教育）近藤主幹

先ほどの繰り返しになるのですが、まず、プールのレーン数については、敷地的要件、それから人口の減少、こういったことも加味して適切なものを造っていかねばいけないという考えがございます。

それから、実際に、北海道水泳連盟ですとか北海道障害者スポーツ協会の皆様ともヒアリングをして、6レーンと7レーンについて意見を伺ったのですが、大会開催に関しては6レーン、7レーンでも特に支障がない、差はないという意見もいただいておりますので、市教委としましては6レーンを基本とするということで設定させていただいております。

○松井委員

支障がないというふうに言っているということも今おっしゃいましたけれども、7レーンを望む声というのも実際あります。

これからもいろいろ丁寧に意見を聞いていただきたいというのもありますし、あと、これから設計に入っていくわけですから、実際に設計する段階で工夫によって7レーンにすることができないかと、設計業者に要望することはできるのではないのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

実際に今、6レーンというのは仮の図面を作った中での面積を見ていって、6レーン以上は難しいのではないかとということになっています。

予算との兼ね合いということもあるので、実際に設計段階でさらに詳しく図面を精査していった中で、そういった7レーンにすることも可能なかということは、相談してみたいというふうに考えてございます。

○松井委員

ぜひ、相談していただきたいというふうに思います。

それで、このたび、事業方法がDB方式を採用するとなりました。これによって事業期間が短縮されるというふうに考えていいのでしょうか。完成予定はどうなりますか。

○（教育）近藤主幹

新総合体育館の事業方式が、デザインビルドといいましてDB方式を採用することになったのですけれども、この方式になりますと、一部PFI法の手続が省略できる部分が出てきますので、本当に若干ではあるのですけれども、期間を短縮できる可能性が出てきている状況です。

実際にどのぐらい短くなるのかは、これからの進み具合によるので明言できないのですけれども、多くの方が一日も早い開館を望んでおりますので、それに向けて努力していきたいというふうに考えてございます。

○松井委員

若干、短縮される可能性があるということです。

議会でも2015年に、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてという陳情が全会一致で採択されています。市民に約束をしていることですので、少しでも早く、小樽市民が誇れる施設ができることを期待しています。

◎子供の虫歯対策について

次に、子供の虫歯対策についてです。

私も少し気になった部分というのが、保護者の中には体へのフッ化物の影響を心配する方、そして、何となく嫌

だなど感じる方がとても多くいらっしゃいます。もちろん同意される御家庭だけというふうにもお聞きしましたので、受けることが前提にならないように、受けたくないという方がきちんと意思表示ができるように、そういう配慮をしていただきたいというのを聞きたかったのです。

受けたくないという方の意思を十分尊重した上で、受ける側にも、受けない側にも、どちらにも配慮して、とにかく児童が嫌な思いをしないように、いじめなどにつながらないように、そこを配慮して進めていただきたいと。受けない児童は、一緒に水でうがいをするというような配慮も聞きましたけれども、子供にとって嫌な思いをしないところは大丈夫でしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今、委員からもありましたとおり、仮にフッ化物洗口を希望しない児童がいる場合については、洗口の時間帯に水で口をゆすぐということも考えて、学校事情に応じて、その学校に応じた必要な対策を講じていきたいというふうに考えております。

○松井委員

ぜひ、配慮をお願いします。

それ以外に、やはり歯磨き指導ですとか、甘いものの摂取の仕方なども含めて、家庭と一緒に子供自身が自分の歯を大事にしていくのだという意識を持てるような指導もしていただけるといいと思います。

◎義務教育に要する費用について

次に、義務教育に要する費用についてお聞きします。

学校給食費や就学援助の問題など、義務教育費の保護者負担についてこの間、私は質問してきました。憲法では、義務教育は無償となっていますけれども、実際は全くそうっていないからです。義務教育に要する費用は細かいものも含めて、本当にたくさんあります。隠れ教育費というふうにも言われますけれども、保護者の経済的負担は大きいものがあります。

私が聞いたところでは、教材費としては、ピアノカ、リコーダー、絵の具、色鉛筆、習字、工作や彫刻や版画など図工に関わるもの、そして、各教科のドリルなど、学校で必要と言われるものは本当にいろいろあるのだと思います。

ところで、このドリルのことでお聞きしたいのですが、今、学校からドリルを買うようにということ言われて、そして、丸つけも親がやるようになっていて、仕事から帰ってきて時間がなくて、そこまでできないという保護者の声を聞いたのです。

実際、そういうことになっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

ドリルの丸つけ、宿題の丸つけを保護者が行う場合があるのかという御質問であると思いますが、大事にしなければならないことは、この場合は担任となるかと思いますが、子供を学校と家庭で協力しながら育てていくということであると、まずは考えます。

保護者は、丸つけを通して自身の子の状況を捉えるということも大事ですし、望ましい家庭学習の習慣ですとか、習慣づくりというのは、学校の力だけではなかなか難しいこともございますので、その意味を学校と保護者で互いに理解しながら、共に歩いていくということが大切だと考えております。

特に小学校低学年などは、家庭学習の習慣づくりで保護者も関わるということも大切ですので、このような意味から考えれば、場合によっては、保護者が宿題の丸つけをするということは、あるものとは考えております。

○松井委員

教員が忙しくてそこまでできなくなってしまったのかと少し心配しましたがけれども、それぞれの学校とか教員の考え方もあると思いますけれども、保護者と連携して、教員が子供の成長を共有するという視点は本当に大事だと

思います。

義務教育に要する費用に話を戻します。

先日、酒井議員が質問しましたが、先ほど言った教材費のほかに、校外学習として、スキー学習に関わるもの、そして修学旅行費などもあります。また、給食費、そして入学準備、特に中学校に入学するときの制服やジャージは金額が大きいので、本当に保護者にとっても大きな負担になっているようです。

文部科学省が2021年に実施した子供の学習費調査では、学校教育のために保護者が1年間に1人の子供に支出した額は、公立小学校で約35万円、公立中学校で約54万円にも上ったということです。月に平均すると、小学校で2万9,000円、中学校で4万5,000円もの支出になります。1人分でこの金額で、やはり物価も高騰していますので、子育てする世代は本当に大変だというふうに思います。

それで、私たち日本共産党も学校給食費の通年無償化を訴えているわけですが、それに対しては、このたび、給食費2か月分と物価高騰分への補助というふうになりました。

それ以外に、学校教育費に要する費用に対しての保護者に補助を行っているものというのは、何かあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

学校教育費は子供の学習費調査の中で定義され、校外学習費や学用品費、通学費が対象となっており、これらの中で本市が予算計上している項目としては、校外学習費や通学費があります。

○松井委員

それで、東京都品川区ですが、2024年度から区立小・中学校の学用品を全額無償化するということを聞きました。書道用具やドリルなど、学年ごとに1人当たり1万1,000円から3万9,000円を設定して、児童・生徒数に応じた一定の額を各学校に交付するということです。

例えば、本市において、このような検討をされたことはありますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本市におきましては、学用品費は経済的に厳しい御家庭にのみ支給しておりますが、限られた予算の中で何を優先するのか、どのような予算を計上していくのか、引き続き全体として考えてまいりたいというふうに考えております。

○松井委員

検討をぜひ、お願いしたいと思います。

中学校の制服についてお聞きしたいと思います。

本市の中学校の制服代は学校によって違いはあると思うのですが、平均すると幾らぐらいなのでしょう。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和5年度に市内の中学校に入学した生徒の制服のおおよその平均額ですが、約4万円となっております。

○松井委員

その他にジャージなどもやはり購入しなければいけませんので、入学前の準備は保護者にとって大きな負担になると思います。

今度は苫小牧市なのですが、ここでは子育て支援の一環で、2025年度以降に中学校に進学する市内の全生徒に対して、制服購入費として一律1万5,000円を助成するという報道を目にしました。

また、北斗市では、2024年度から市内全中学校5校の制服を統一して、全額3万4,100円を助成することを決めました。ここはジェンダー平等を進める観点から、制服の見直しが必要だという認識に立ったものだそうです。

私もこれは画期的だなと、合理的だと思いました。子育て世代や若い人たちにとって、小樽市が魅力的なまちとなるためには、こういった発想とかお金の使い方も今後、必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

苫小牧市や北斗市などのように、全ての中学校に支給するという事は難しいと考えておりますけれども、本市では、経済的に厳しい御家庭に対しては、就学援助の入学準備金で対応しているところでありまして、入学準備金の支給時期につきましても配慮しているというところでございます。

○松井委員

就学援助金などもありますけれども、酒井議員の質問に対して教育長は、子育てしやすい環境を整えるためにも保護者の負担軽減について検討していく必要があるのかと、一歩でも前に進められるよう考えているというふうに答弁されています。

今、どこの自治体も子育て環境づくりは課題です。真剣な討議が開始されています。子育て世代や若い人が何を求めているのか、そういうことをしっかりつかんで、その世代から選ばれるまちになるように、いろいろ調査・研究もこれからしていただければありがたいなというふうに思いますし、私たちも一緒に真剣に考えていきたいなというふうに思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時47分

再開 午後6時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第20号小樽市PPP／PFI事業者選定委員会条例案及び議案第21号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は否決、議案第52号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について及び陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第20号です。そもそもPPP／PFI手法は、従来、公共サービスとして行われてきた事業を長期間にわたり特定の民間事業者が営利目的のために、公共施設の設計、建設や運営、維持管理等を独占するものです。他都市でもPPP／PFIで行われた公共施設での利用料金の引上げ、人件費の削減、地元企業の排除、そして利益が上がらず撤退などの事例が起きています。住民の福祉の向上のために、安定的に行われてなければならない公共サービスにPPP／PFI事業はふさわしくないと考えます。

議案第21号です。健康保険証を廃止してマイナンバーカードに置き換え、マイナンバー制度の拡大を図る法案に対応するものです。

カード取得は任意としながらも、健康保険証を人質にして事実上の強制とする法案であり、健康保険証を廃止した場合、本人はもとより、資格確認書の申請がない人への職権での発行は、自治体にとっても大きな負担となるなど、社会の様々な面で不便、不利益をもたらす法案に対応する条例には反対です。

議案第52号です。米海軍ミサイル駆逐艦ラファエル・ペラルタが2月5日、通常入港として小樽港に寄港しました。米国艦船は昨年、この10年で最も多い12回、日本国内に入港しています。そのうち2回は小樽港への入港です。

核兵器非搭載の確認が取れない状況で入港を許可することは、有事の際、小樽港が安易に軍港として利用される

ことに道を開き、小樽市民を軍事的緊張の渦中に巻き込むことになります。

小樽港の軍事利用核兵器持込みを許さないためにも、また、核兵器廃絶の運動を前に進めるためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第5号です。憲法で無償と定められている義務教育ですが、実際には大きな保護者負担がかかっています。

その一つが、学校給食費です。物価高騰により、子育て世帯の経済状況はさらに大変なものになっています。本来なら国の予算で学校給食費の無償化を進めるべきですが、そうならない以上、子供の将来に責任を持つ地域の自治体が役割を果たす必要があるのではないのでしょうか。

時限的な支援も行われてきていますが、市長が掲げる子育て世代の負担軽減のために、通年での無償化が必要と考えます。

陳情第2号です。塩谷小学校で、今月6日、総合学習の一環で、身体機能が低下した高齢者を疑似体験する授業が行われた様子が新聞に載っていました。学校近くの老人保健施設の職員が講師となり、昨年から行われていることです。参加した児童は、高齢者がこんなに動きにくいとは知らなかった。困っている高齢者がいたら積極的に手伝いたいと話していました。

小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている塩谷小学校は、地域におけるコミュニティーの核としても重要な存在です。塩谷小学校の存続は必要と考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○佐々木委員

議案第52号小樽市非核港湾条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

小樽港は大型クルーズ船対応岸壁などの工事が完成に近づき、第3号ふ頭及び周辺再開発計画に基づき、この区域全体をにぎわいのある国際交流空間にするため再開発事業が進んでいます。市民や来訪者にとって憩いの場、楽しい場、便利な場となる計画です。

そこで危惧されるのは、この第3号ふ頭に核搭載の疑念が残る米艦が寄港することです。もちろん他の埠頭に入るのも反対しますが、以前にも述べたように、船見坂から見下ろすと、クルーズ船と米艦が並んでいる景観は、悪夢です。

平和な国際観光港湾都市を内外に示すためにも、小樽市は今こそ非核港湾条例を制定し、その理念を市民と共に確認すべきであると考えます。

詳しくは本会議で述べることにし、討論を終えます。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第52号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、議案第20号及び議案第21号並びに陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。